

令和 6 年 3 月 議 案 概 要 書  
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議 案 >

A 予 算 案 件 ( 2 0 件 )

1 一 般 会 計

( 1 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 一 般 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特 別 会 計

( 1 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

( 2 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 3 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

( 4 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 5 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 ま ち な か 診 療 所 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 6 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 7 ) 令 和 6 年 度 富 山 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(8) 令和6年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(9) 令和6年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 令和6年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(11) 令和6年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 令和6年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(13) 令和6年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(14) 令和6年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

### 3 企業会計

(1) 令和6年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 企業債

(2) 令和6年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 令和6年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 企業債

(4) 令和6年度富山市病院事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(5) 令和6年度富山市農業集落排水事業会計予算

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ア 収益的収入及び支出 | イ 資本的収入及び支出 |
| ウ 特例的収入及び支出 | エ 企業債       |

## B 条例案件（42件）

1 政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

資産等報告書等の閲覧を請求することができる者に関する規定の整備を行うもの。

(1) 何人も、資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができることとする。

(2) 施行期日 公布の日

2 富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市黒瀬谷交流センターを富山市立黒瀬谷公民館として位置付けるもの。

(1) 富山市公民館条例の一部改正

富山市立黒瀬谷公民館の位置の変更

「八尾町樫尾162番地」→「八尾町小長谷352番地」

(2) 富山市農村環境改善センター等条例の一部改正

富山市黒瀬谷交流センターの廃止

(3) 施行期日 令和6年6月1日

3 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

レジオネラ属菌定量試験以外の水質試験検査の廃止に伴い、改正を行う

もの。

(1) 飲料水理化学検査、遊泳用プール水理化学検査、簡易専用水道定期検査、細菌検査（レジオネラ属菌定量試験を除く。）、浄化槽放流水の標準検査、浄化槽放流水の特別検査及び寄生虫検査に係る手数料の廃止

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

#### 4 富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

理容所における洗髪設備の設置義務を緩和するもの。

(1) 理容所における洗髪設備の設置義務の緩和

(2) 施行期日 公布の日

#### 5 富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

美容所における洗髪設備の設置義務を緩和するもの。

(1) 美容所における洗髪設備の設置義務の緩和

(2) 施行期日 公布の日

#### 6 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会

生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

ウ サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。

エ 管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

## （２）全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

ウ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

オ サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

(3) 生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

(4) 自立訓練（機能訓練）関係

ア (3)と同様の改正を行う。

イ 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

ウ 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

エ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準の追加

(5) 就労選択支援の基準の新設

ア 指定就労選択支援の事業を行う者は、指定就労選択支援事業所ごとに、規則で定める員数以上の就労選択支援員を置かなければならないこととする。

イ 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

ウ 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならず等とする。

エ 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者でなければならないこととする。

オ 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（アセスメント）に当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができるこ

ととし、この場合において、カの会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

カ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

キ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

ク 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

ケ その他規定の整備

#### (6) 就労移行支援関係

就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

#### (7) 就労継続支援A型関係

(6)と同様の改正を行う。

#### (8) 就労継続支援B型関係

ア 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

イ (6)と同様の改正を行う。

(9) 就労定着支援関係

障害者就業・生活支援センター（障害者就業・生活支援センターからその業務の委託を受けた者を含む。）を、実施主体として追加する。

(10) 自立生活援助関係

ア 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。

イ 指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

(11) 共同生活援助関係

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）による法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

イ 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。

ウ 指定共同生活援助事業者は、イの報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。

エ イ及びウについては、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。

オ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、第



二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

カ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

キ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長する。

(12) その他規定の整備

(13) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

(14) 施行期日 令和6年4月1日。ただし（5）から（7）まで及び（8）イは改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

7 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(2) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととし、この場合において、サービス管理責任者は、（7）の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、利用者の希望す

る生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

- (3) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (4) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や（7）の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (5) 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- (6) 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- (7) 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行意思確認等」という。）を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けること

とする。

- (8) 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けることとする。また、地域移行意思確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。
- (9) 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。また、指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (10) 指定障害者支援施設は、(9)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (11) (9)及び(10)については、指定障害者支援施設がその提供する施設入所支援の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (12) 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、指定障害者支援施設において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

(13) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

(14) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

(15) 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(16) その他規定の整備

(17) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

(18) 施行期日 令和6年4月1日

## 8 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

### 【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 全サービス関係

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立し

た日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととする。と同時に、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

ウ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

オ サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

## （２）生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療養士の他に、言語聴覚士を加える。

## （３）自立訓練（機能訓練）関係

（２）と同様の改正を行う。

## （４）就労選択支援の基準の新設

ア 就労選択支援の事業を行う者は、就労選択支援事業所ごとに、規則で定める員数以上の就労選択支援員を置かなければならないこととする。

イ 就労選択支援の事業について、就労選択支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

ウ 就労選択支援の事業について、就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

エ 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業

所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。

オ 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（アセスメント）に当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、この場合において、力の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

カ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

キ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

ク 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

ケ 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととする。

コ その他規定の整備

#### (5) 就労移行支援関係

定員規模を20人以上（離島等については10人以上）から、10人以上に見直す。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平  
成18年厚生労働省令第174号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(4)は改正法附則第1条第  
4号に掲げる規定の施行の日

9 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改  
正を行うもの。

(1) 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ  
とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(2) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の  
自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日  
常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討  
をしなければならないこととし、この場合において、サービス管理責任者  
は、(7)の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活へ  
の移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、利用者の希望す  
る生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を  
決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、  
当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけ  
ればならないこととする。

(3) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定  
の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱  
える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなけ  
ればならないこととする。

- (4) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や（7）の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (5) 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- (6) 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- (7) 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の地域移行意思確認等を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けることとする。
- (8) 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けることとする。また、地域移行意思確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。



- (9) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。また、障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (10) 障害者支援施設は、(9)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (11) (9)及び(10)については、障害者支援施設がその提供する施設入所支援の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (12) 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、障害者支援施設において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。
- (13) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。
- (14) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (15) 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(16) その他規定の整備

(17) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18  
年厚生労働省令第177号）

(18) 施行期日 令和6年4月1日

## 10 富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件

### 【趣旨】

施設の運営実態に即して、施設の開館時間及び休館日に関する規定の整備を行うもの。

(1) 富山市障害者福祉センターの開館時間及び休館日の変更

ア 開館時間

午前9時から 午後9時まで	→	多目的ホール、介 護実習室、料理実 習室、多機能室、 教養室ほか	日曜日、月 曜日及び休 日	午前9時から午 後5時まで
			上記以外の 日	午前9時から午 後9時まで
		温水訓練施設	日曜日及び 休日	午前10時から 午後4時まで
			上記以外の 日	午前9時から午 後5時まで

イ 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日	→	多目的ホール、介護実習室、料理実習室、多機能室、教養室ほか	12月29日から翌年の1月3日までの日
		温水訓練施設	(1) 月曜日（この日が休日に当たる場合を除く。） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

11 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。

ただし、複数の医療機関を定めることにより当該要件を満たすことができることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付ける。

(3) 管理者の業務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）

(6) 施行期日 令和6年4月1日

12 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(3) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(4) 管理者の業務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）

(7) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(3)は令和7年4月1日

13 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

(2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間

の経過措置期間を設けることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年  
厚生省令第46号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日

#### 14 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

第1号被保険者に係る保険料の改定等を行うもの。

(1) 被保険者の区分及び保険料の改定

区分		保険料
第1段階	生活保護世帯及び老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円
第2段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	35,700円
第3段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超	55,500円
第4段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	67,400円
第5段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	79,200円
第6段階	市民税課税で合計所得金額が80万円未満	91,100円
第7段階	市民税課税で合計所得金額が80万円以上125万円未満	95,100円
第8段階	市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満	103,000円
第9段階	市民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満	118,800円
第10段階	市民税課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満	146,600円
第11段階	市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	158,400円
第12段階	第11段階までの対象者以外の者	166,400円

↓

区分		保険料
第1段階	生活保護世帯及び老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円
第2段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	35,700円
第3段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超	54,300円
第4段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	67,400円
第5段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	79,200円
第6段階	市民税課税で合計所得金額が80万円未満	91,100円
第7段階	市民税課税で合計所得金額が80万円以上125万円未満	95,100円
第8段階	市民税課税で合計所得金額が125万円以上210万円未満	103,000円
第9段階	市民税課税で合計所得金額が210万円以上400万円未満	118,800円
第10段階	市民税課税で合計所得金額が400万円以上420万円未満	134,700円
第11段階	市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	150,500円
第12段階	市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	166,400円
第13段階	市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	182,200円
第14段階	第13段階までの対象者以外の者	190,100円

(2) 施行期日 令和6年4月1日

15 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 訪問リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画の作成をするに当たっては、入院中に医療機関が



作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付けることとする。

イ 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定

介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととする。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(2) 通所リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。

イ みなし指定を受けた通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和

(1) イに伴い、介護保険法第72条第1項の規定による通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(3) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護

ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(4) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。また、利用者の選択に当たって

必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。

イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化

福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。

ウ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

福祉用具貸与について、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。

エ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。

オ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認

選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付けることとする。

カ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

(5) 特定施設入居者生活介護

ア 口腔衛生管理の強化

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

(ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

(イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

(ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(6) 短期入所系サービス・施設系サービス共通

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(7) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 短期入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな

らないこととする。

(8) その他規定の整備

(9) 関係法令

省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成11年厚生省令第37号)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

(10) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(1)、(2)、(7)イのうち指定訪問看護に係る改正規定並びに(7)ウ(イ)のうち指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導及び指定通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日、(7)アは令和7年4月1日

16 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護

ア サービス内容の明確化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護

ア 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

イ ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

ウ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が

可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

エ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(4) 多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(5) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(イ) 訪問系サービス及び通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(5)アは令和7年4月1日

17 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部  
改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協  
力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを  
義務づける。

(2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講する  
よう努めなければならないこととする。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関  
との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や  
在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築す  
るために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協  
力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措  
置期間を設けることとする

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生  
じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等につ  
いて、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可  
能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう  
に努めることとする。

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(6) 書面掲示規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(7) その他規定の整備

(8) 関係法令

省令 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

(9) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(6)は令和7年4月1日

18 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護老人保健施設の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講する



よう努めなければならないこととする。

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(5) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(5)は令和7年4月1日

19 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 介護予防訪問リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画の作成をするに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付けることとする。

イ 介護予防訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定

介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととする。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定介護予防通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療

機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。

イ みなし指定を受けた介護予防通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和

(1) イに伴い、介護保険法第72条第1項の規定による介護予防通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(3) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護

ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(4) 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。

イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化

介護予防福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。

ウ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

選択制の対象福祉用具に係る介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。

エ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認

選択制の対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定介護予防福祉用具販売計画の

作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付けることとする。

オ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

選択制の対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した介護予防福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

(5) 介護予防特定施設入居者生活介護

ア 口腔衛生管理の強化

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(6) 短期入所系サービス・多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(7) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービス、介護予防福祉用具貸与、特定（介護予防福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(8) その他規定の整備

(9) 関係法令

省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(10) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(1)、(2)、(7)イのうち指定介護予防訪問介護に係る改正規定並びに(7)ウ(イ)のうち指定介護予防訪問看護、指定介護予防居宅療養

管理指導及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日、(7)アは令和7年4月1日

- 20 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(2) 多機能系サービス・居住系サービス共通

- ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(3) 全サービス共通

- ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。
- イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
- ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。
  - (ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。
  - (イ) 通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

(6) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(3)アは令和7年4月1日

21 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

- ア 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- イ 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

(2) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(3) 管理者の兼務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

(7) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)は令和7年4月1日

22 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に



係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うもの。

(1) 介護予防支援の円滑な実施のための改正

- ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の  
人員配置の基準の見直し
- イ 市長に対する情報提供の義務付け
- ウ その他規定の整備

(2) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の  
重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、  
「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付  
ける。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ  
を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防  
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第37号)

(6) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)は令和7年4月1日

23 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

介護療養型医療施設の廃止に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設  
備及び運営に関する基準を廃止するもの。

(1) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の廃止

(2) 施行期日 令和6年4月1日

24 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資

する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(5) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(5)は令和7年4月1日

25 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

退職者医療制度の廃止に伴う改正を行うとともに、保険料賦課限度額の引き上げ及び軽減判定所得基準の見直しを行うもの。

(1) 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

ア 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額

「220,000円」 → 「240,000円」

(3) 軽減判定所得の基準の見直し

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

法律 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

政令 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第3621号）

(6) 施行期日 令和6年4月1日

26 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

保育所を廃止するもの。

(1) 富山市立黒瀬谷保育所及び富山市立福沢保育所の廃止

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

27 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示の義務付けについて、書面掲示に加え、その内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととするもの。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

28 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正  
引用条文の改正を行う。

(2) 富山市営住宅条例の一部改正  
(1)に同じ。

(3) 施行期日 令和6年4月1日

29 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 人員・設備基準等の区分の一元化関係

「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

(2) 指定障害児通所支援に係る全サービス共通

ア 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

イ 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

ウ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

オ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。

カ 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に

交付しなければならないこととする。

### (3) 児童発達支援・放課後等デイサービス

- ア 指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- イ 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。
- ウ 指定児童発達支援事業者等は、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- エ 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。
- オ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的内容を定めなければならないこととする。

### (4) 居宅訪問型児童発達支援関係

- ア 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- ウ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連

性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

(5) 保育所等訪問支援

ア 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。

イ 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

ウ 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日

30 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

施設を廃止するもの。

(1) 次に掲げる施設の廃止

ア 富山市蜷川ちびっこ運動場

- イ 富山市蜷川庭球場
- ウ 富山市月岡庭球場
- エ 富山市呉羽庭球場
- オ 富山市西番庭球場
- カ 富山市スポーツ・カヌーセンター

(2) 施行期日 令和6年4月1日

31 富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

地方自治法等の改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(1) 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正  
引用条文の改正を行う。

(2) 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正  
(1)に同じ。

(3) 富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正  
(1)に同じ。

(4) 施行期日 令和6年4月1日

32 富山市速星墓地公園事業基金条例を廃止する条例制定の件  
【趣旨】

富山市速星墓地公園事業基金を廃止するもの。

(1) 富山市速星墓地公園事業基金の廃止

(2) 施行期日 令和6年4月1日

33 富山市漁港管理条例及び富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、改正するもの。



- (1) 富山市漁港管理条例の一部改正  
引用する法律の題名の改正  
「漁港漁場整備法」→「漁港及び漁場の整備等に関する法律」
- (2) 富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正  
(1)に同じ。
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

34 富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

富山市水橋東部農村地域交流センターを廃止するもの。

- (1) 富山市水橋東部農村地域交流センターの廃止
- (2) 施行期日 令和6年4月1日

35 富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

小佐波線を廃止するとともに、使用料の見直しを行うもの。

- (1) 小佐波線の廃止
- (2) 使用料の見直し

- ア 中学生以下の使用料の無料化
- イ アに伴い、回数券（100円券）を廃止
- ウ 定期券の導入

種別	単位	金額（円）
一般	1路線につき1月	6,000
	1路線につき3月	18,000
	1路線につき6月	36,000
通学用（高校生）	1路線につき1月	3,000
	1路線につき3月	9,000
	1路線につき6月	18,000

- エ 乗継ぎに関する規定の整備  
普通乗車の場合又は回数券により乗車する場合は、1回の使用につ

き1回に限り、降車した停留所から他の路線への乗継ぎをすることができることとする。

- (3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為を施行日前においても行うことができることとする規定は、公布の日

36 富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金を廃止するもの。

- (1) 富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金の廃止

- (2) 施行期日 令和6年4月1日

37 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山公共下水道事業計画の変更に伴い、予定処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理水量の数値を改正するもの。

- (1) 公共下水道事業の予定処理区域面積等

ア 予定処理区域面積

「11,057.6ヘクタール」

↓

「11,073.7ヘクタール」

イ 計画処理人口

「377,420人」

↓

「376,360人」

ウ 1日最大処理水量

「259,670立方メートル」

↓

「259,120立方メートル」

- (2) 施行期日 令和6年4月1日

38 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(1) 水道法等による権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う規定の整備

(2) 施行期日 令和6年4月1日

39 富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

口座振替の方法により料金及び使用料を納入する場合の減免制度を廃止するもの。

(1) 富山市水道事業給水条例の一部改正

口座振替の方法により料金を納入する場合の減免制度の廃止

(2) 富山市下水道条例の一部改正

口座振替の方法により使用料を納入する場合の減免制度の廃止

(3) 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部改正

(2)に同じ。

(4) 富山市農業集落汚水処理施設条例の一部改正

(2)に同じ。

(5) 施行期日 令和6年7月1日

40 富山市笹倉駐車場条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

富山市笹倉駐車場を廃止するもの。

(1) 富山市笹倉駐車場の廃止

(2) 施行期日 令和6年10月1日

41 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の改定

- ア 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満  
「1,180,000円」→「1,450,000円」
- イ 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満  
「1,410,000円」→「1,720,000円」
- ウ 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
「1,590,000円」→「1,920,000円」
- エ 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
「1,950,000円」→「2,360,000円」
- オ 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満  
「2,270,000円」→「2,740,000円」
- カ 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満  
「4,550,000円」→「5,640,000円」
- キ 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満  
「5,820,000円」→「7,240,000円」
- ク 400,000キロリットル以上  
「7,070,000円」→「8,790,000円」

(2) 建築基準法等の改正に伴う改正

- ア 容積率の算定にあたり、住宅及び老人ホーム等に設ける機械室等の床面積を不算入とする認定に係る手数料の新設  
→ 27,000円
- イ 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う場合の、高さ制限の特例許可に係る手数料の新設  
→ 160,000円
- ウ 一団の土地の区域を一の敷地とみなす一団地認定制度の対象行為に大規模修繕・模様替が追加されたことに伴う規定の整備

- エ 既存建築物の改修における制限の緩和に係る認定手数料の新設  
→ 27,000円
- オ その他規定の整備

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う規定の整備

- ア 引用する法律の題名の改正  
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」  
↓  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

- イ 引用する省令の題名の改正  
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」  
↓  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)オは公布の日

42 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 補償基礎額の改正

ア 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

↓

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

イ 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額

8,900円 → 9,100円

(2) 関係法令

政令 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）

(3) 施行期日 令和6年4月1日

## C その他の議決案件（5件）

1 財産の無償譲渡の件（2件）

(1) 旧富山市相撲場を富山縣護国神社へ譲渡するもの。

(2) 富山市水橋東部農村地域交流センターを水橋堅田町内会へ譲渡するもの。

2 財産の無償貸付の件（2件）

(1) 舞台芸術パークの土地の一部を学校法人桐朋学園へ貸付するもの。

(2) 婦中鵜坂駅施設の一部を西日本旅客鉄道株式会社金沢支社へ貸付するもの。

3 市道路線の認定及び廃止の件（1件）

## <その他>

### D 追加提出（7件）

#### 1 契約案件（1件）

（1）包括外部監査契約締結の件

#### 2 人事案件（6件）

（1）富山市副市長の選任に関し同意を求める件

（2）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（4）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（5）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

（6）富山市農業委員会の委員の任命に関し同意を求める件

# 令和6年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分  会 計 名		令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
		予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
一般会計		175,811,218	48.9	167,251,395	47.2	8,559,823	105.1
特別会計	1 公債管理特別会計	22,779,674	6.3	22,433,262	6.3	346,412	101.5
	2 駐車場事業特別会計	296,261	0.1	310,445	0.1	▲ 14,184	95.4
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	62,695	0.0	64,370	0.0	▲ 1,675	97.4
	4 後期高齢者医療事業特別会計	12,607,792	3.5	12,262,661	3.5	345,131	102.8
	5 まちなか診療所事業特別会計	128,675	0.0	129,475	0.0	▲ 800	99.4
	6 介護保険事業特別会計	44,176,181	12.3	44,872,767	12.7	▲ 696,586	98.4
	7 国民健康保険事業特別会計	31,244,567	8.7	32,095,468	9.1	▲ 850,901	97.3
	8 企業団地造成事業特別会計	157,346	0.1	162,149	0.1	▲ 4,803	97.0
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	58,111	0.0	51,660	0.0	6,451	112.5
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	206,831	0.1	161,487	0.1	45,344	128.1
	11 競輪事業特別会計	22,723,021	6.3	25,621,736	7.2	▲ 2,898,715	88.7
	12 公設地方卸売市場事業特別会計	1,763,430	0.5	1,138,612	0.3	624,818	154.9
	13 軌道整備事業特別会計	26,327	0.0	27,437	0.0	▲ 1,110	96.0
	14 賃貸住宅・店舗事業特別会計	100,381	0.0	105,533	0.0	▲ 5,152	95.1
	農業集落排水事業特別会計				1,364,212	0.4	▲ 1,364,212
小 計		136,331,292	37.9	140,801,274	39.8	▲ 4,469,982	96.8
企業会計	15 水道事業会計	10,288,919	2.8	10,170,173	2.9	118,746	101.2
	16 工業用水道事業会計	360,233	0.1	397,316	0.1	▲ 37,083	90.7
	17 公共下水道事業会計	19,377,536	5.4	20,250,926	5.7	▲ 873,390	95.7
	18 病院事業会計	16,225,336	4.5	15,241,383	4.3	983,953	106.5
	19 農業集落排水事業会計	1,303,188	0.4			1,303,188	皆増
小 計		47,555,212	13.2	46,059,798	13.0	1,495,414	103.2
合 計		359,697,722	100.0	354,112,467	100.0	5,585,255	101.6



# 令和6年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(単位:千円、%)

区 分  款	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算(案) A	構成比	予算額B	構成比	A-B	A/B
1 市税	75,622,130	43.0	76,012,887	45.4	▲ 390,757	99.5
2 地方譲与税	1,457,000	0.8	1,374,300	0.8	82,700	106.0
3 利子割交付金	23,000	0.0	28,000	0.0	▲ 5,000	82.1
4 配当割交付金	393,000	0.2	300,000	0.2	93,000	131.0
5 株式等譲渡所得割交付金	379,000	0.2	302,000	0.2	77,000	125.5
6 法人事業税交付金	1,150,000	0.7	1,248,000	0.7	▲ 98,000	92.1
7 地方消費税交付金	11,014,000	6.3	11,470,000	6.9	▲ 456,000	96.0
8 ゴルフ場利用税交付金	56,000	0.0	56,000	0.0		100.0
9 自動車税環境性能割交付金	151,000	0.1	112,000	0.1	39,000	134.8
10 地方特例交付金	2,288,000	1.3	451,000	0.3	1,837,000	507.3
11 地方交付税	17,400,000	9.9	17,000,000	10.2	400,000	102.4
12 交通安全対策特別交付金	60,000	0.0	60,000	0.0		100.0
13 分担金及び負担金	102,090	0.1	96,406	0.1	5,684	105.9
14 使用料及び手数料	2,491,781	1.4	2,538,279	1.5	▲ 46,498	98.2
15 国庫支出金	27,027,794	15.4	24,755,730	14.8	2,272,064	109.2
16 県支出金	13,623,128	7.7	12,616,041	7.5	1,007,087	108.0
17 財産収入	361,863	0.2	340,833	0.2	21,030	106.2
18 寄附金	285,100	0.2	280,100	0.2	5,000	101.8
19 繰入金	5,532,800	3.1	2,792,804	1.7	2,739,996	198.1
20 諸収入	3,996,732	2.3	3,131,115	1.9	865,617	127.6
21 市債	12,396,800	7.1	12,285,900	7.3	110,900	100.9
合 計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

# 令和6年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A/B
1	市税	75,622,130	76,012,887	▲ 390,757	99.5
	(1) 市民税	31,476,130	32,430,887	▲ 954,757	97.1
	ア 個人	24,238,130	25,215,887	▲ 977,757	96.1
	イ 法人	7,238,000	7,215,000	23,000	100.3
	(2) 固定資産税	31,870,000	31,678,000	192,000	100.6
	(3) 軽自動車税	1,383,000	1,344,000	39,000	102.9
	(4) 市たばこ税	2,852,000	2,613,000	239,000	109.1
	(5) 入湯税	40,000	39,000	1,000	102.6
	(6) 事業所税	3,792,000	3,730,000	62,000	101.7
	(7) 都市計画税	4,209,000	4,178,000	31,000	100.7
2	地方譲与税	1,457,000	1,374,300	82,700	106.0
	(1) 地方揮発油譲与税	330,000	330,000		100.0
	(2) 自動車重量譲与税	1,000,000	940,000	60,000	106.4
	(3) 森林環境譲与税	107,500	87,800	19,700	122.4
	(4) 特別とん譲与税	2,500	2,500		100.0
	(5) 航空機燃料譲与税	17,000	14,000	3,000	121.4
3	利子割交付金	23,000	28,000	▲ 5,000	82.1
4	配当割交付金	393,000	300,000	93,000	131.0
5	株式等譲渡所得割交付金	379,000	302,000	77,000	125.5
6	法人事業税交付金	1,150,000	1,248,000	▲ 98,000	92.1
7	地方消費税交付金	11,014,000	11,470,000	▲ 456,000	96.0
8	ゴルフ場利用税交付金	56,000	56,000		100.0
9	自動車税環境性能割交付金	151,000	112,000	39,000	134.8
10	地方特例交付金	2,288,000	451,000	1,837,000	507.3
11	地方交付税	17,400,000	17,000,000	400,000	102.4
	(1) 普通交付税	15,400,000	15,300,000	100,000	100.7
	(2) 特別交付税	2,000,000	1,700,000	300,000	117.6
12	臨時財政対策債	1,800,000	2,300,000	▲ 500,000	78.3
13	競輪事業収入	160,000	160,000		100.0
14	財政調整基金繰入金	800,000		800,000	皆増
15	その他	679,309	665,453	13,856	102.1
	合 計	113,372,439	111,479,640	1,892,799	101.7

## 令和6年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（単位：千円、％）

区 分 款	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	717,331	0.4	728,938	0.4	▲11,607	98.4
2 総務費	19,406,982	11.0	18,138,015	10.8	1,268,967	107.0
3 民生費	68,729,471	39.1	66,707,998	39.9	2,021,473	103.0
4 衛生費	10,495,771	6.0	10,467,971	6.3	27,800	100.3
5 労働費	682,247	0.4	612,560	0.4	69,687	111.4
6 農林水産業費	5,878,273	3.3	5,360,049	3.2	518,224	109.7
7 商工費	4,078,626	2.3	4,068,056	2.4	10,570	100.3
8 土木費	23,498,494	13.4	21,757,933	13.0	1,740,561	108.0
9 消防費	4,959,385	2.8	4,801,843	2.9	157,542	103.3
10 教育費	12,992,636	7.4	12,978,322	7.8	14,314	100.1
11 災害復旧費	3,009,061	1.7	44,020	0.0	2,965,041	6,835.7
12 公債費	21,262,941	12.1	21,485,690	12.8	▲222,749	99.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

(参考) 組織改正に伴う組替後との比較

令和6年度 一般会計予算案 歳出 目的(款)別構成

(単位：千円、%)

区分 款	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	717,331	0.4	728,938	0.4	▲11,607	98.4
2 総務費	19,406,982	11.0	18,121,901	10.8	1,285,081	107.1
3 民生費	68,729,471	39.1	66,707,998	39.9	2,021,473	103.0
4 衛生費	10,495,771	6.0	10,467,971	6.3	27,800	100.3
5 労働費	682,247	0.4	612,560	0.4	69,687	111.4
6 農林水産業費	5,878,273	3.3	5,350,482	3.2	527,791	109.9
7 商工費	4,078,626	2.3	4,094,623	2.4	▲15,997	99.6
8 土木費	23,498,494	13.4	21,757,933	13.0	1,740,561	108.0
9 消防費	4,959,385	2.8	4,801,843	2.9	157,542	103.3
10 教育費	12,992,636	7.4	12,977,436	7.8	15,200	100.1
11 災害復旧費	3,009,061	1.7	44,020	0.0	2,965,041	6,835.7
12 公債費	21,262,941	12.1	21,485,690	12.8	▲222,749	99.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

## 令和6年度 一般会計予算案 歳出 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	27,845,948	15.8	26,647,804	15.9	1,198,144	104.5
2 扶助費	39,480,523	22.5	37,821,028	22.6	1,659,495	104.4
3 公債費	21,262,941	12.1	21,485,690	12.8	▲222,749	99.0
義務的経費 小計	88,589,412	50.4	85,954,522	51.3	2,634,890	103.1
4 普通建設事業費	15,814,229	9.0	16,606,852	10.0	▲792,623	95.2
(1) 補助事業費	7,055,142	4.0	6,277,648	3.8	777,494	112.4
(2) 単独事業費	7,525,685	4.3	8,800,578	5.3	▲1,274,893	85.5
(3) 県営事業負担金	1,233,402	0.7	1,528,626	0.9	▲295,224	80.7
5 災害復旧事業費	3,009,061	1.7	44,020	0.0	2,965,041	6835.7
投資的経費 小計	18,823,290	10.7	16,650,872	10.0	2,172,418	113.0
6 物件費	27,051,575	15.4	24,114,857	14.4	2,936,718	112.2
7 維持補修費	1,845,801	1.0	1,788,249	1.1	57,552	103.2
8 補助費等	18,384,109	10.5	17,258,327	10.3	1,125,782	106.5
(1) 負担金寄附金	8,104,744	4.6	7,297,070	4.4	807,674	111.1
(2) 補助交付金	9,400,467	5.4	9,055,783	5.4	344,684	103.8
(3) その他	878,898	0.5	905,474	0.5	▲26,576	97.1
9 積立金	362,659	0.2	389,103	0.2	▲26,444	93.2
10 投資及び出資金	2,077,887	1.2	2,123,464	1.3	▲45,577	97.9
11 貸付金	1,114,593	0.6	1,081,374	0.7	33,219	103.1
12 繰出金	17,461,892	9.9	17,790,627	10.6	▲328,735	98.2
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (02) 総務費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	企画事務費 (SDGs推進事業費)	SDGsの普及啓発や富山市SDGsサポーターの取組を支援することにより、市民や企業等の自主的な取組を促進する。	18,752	21,245	企画調整課
2	企画事務費 (移住支援金交付事業費)	東京23区に在住または勤務していた者が本市へUIJターンし、就業(テレワーク含む)もしくは起業した場合に補助金を交付する。	86,600	38,800	企画調整課
3	(新規事業) 企画事務費 (移住者受入促進事業費)	首都圏在住で地方への移住を検討している方を対象に、移住セミナーや本市での暮らしを実感できる体験ツアーを開催するとともに、富山市公式LINE等による継続的なアプローチを行うことにより、移住者の受入促進を図る。	3,000		企画調整課
4	官民連携推進事業費	官民連携(PPP)の推進を図るため、多様なPPP/PFI手法の優先的検討を進める。また、学校の再編・統合に伴う跡地について、官民が連携し、地域活性化に繋がる活用策について検討する。	26,671	923,725	行政経営課
5	(新規事業) 職員管理費 (有給インターンシップ事業費)	大学や大学院等に在籍し、技術系の分野(土木・建築等)を学んでいる学生を、本市の会計年度任用職員として任用し、実践的な業務に従事する有給のインターンシップを実施する。	619		職員課
6	(新規事業) 企画一般管理費 (北信越市長会総会開催事業費)	北信越5県(新潟、富山、石川、福井、長野)69市の市長が一堂に会し、国への要望事項に関する議案の審議等を行う「第184回北信越市長会総会」を本市で開催する。	7,000		秘書課
7	広報費 (広報とやま発行費)	市民に市政の動きや施策をお知らせし、理解を深めてもらうため、「広報とやま」を発行し、市内全世帯に配布する。 ・発行日：毎月5日と20日 ・発行部数：175,000部	99,667	97,891	広報課
8	広報費 (メディア広報費)	テレビ、ラジオ、新聞、電子看板などの各種媒体を活用し、市政情報を発信する。テレビについては、主にイベントや制度等を周知する告知番組と、施策・事業を深く掘り下げて説明する企画情報番組を制作し、放送する。	32,874	32,796	広報課
9	(拡充事業) 企画事務費 (選ばれるまちづくり事業費)	「訪れたいまち」「住み続けたいまち」「帰ってきたいまち」として、市内外のより多くの方から「選ばれるまち」となることを目指す。 (1)とやまプロモーション事業 (2)シビックプライド醸成事業 (3)(新規)「それって富山市!？」プロモーション事業 (4)(新規)首都圏ダイレクトプロモーション事業 (5)(新規)PRカレンダー制作事業 (6)(新規)ディズニー・アニメーション・イマーシブ・エクスペリエンス開催支援事業	83,026	66,886	広報課

一般会計  
(02) 総務費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
10	情報管理事務費 (基幹業務システム標準化事業費)	基幹システム(総合行政情報システム等)を全国共通の標準仕様に準拠した新しいシステムに計画的かつ円滑に移行するため、システム構築、データ移行等を実施する。	978,424	115,720	情報システム課
11	(新規事業) 情報管理事務費 (行政手続オンライン化推進事業費)	本市への申請等の手続について、オンライン化を推進する手続の洗い出し、オンライン化による業務プロセスの最適化や電子申請の利用促進等を行う。	8,000		情報システム課
12	(新規事業) 富山ガラス工房事業費 (富山ガラス工房開設30周年記念事業費)	富山ガラス工房の開設30周年を記念し、「ガラスの街づくり」の取組を振り返るシンポジウムを開催し、「ガラスの街とやま」の各種取組の機運を高める。	3,000		文化国際課
13	(新規事業) 富山ガラス工房事業費 (Toyama Glassまちなかショールーム事業費)	ガラス美術館2階の飲食スペース付近等でガラス工房作家作品を展示し、オンラインサイトでの作品購入を可能とする。	6,680		文化国際課
14	(新規事業) 文化振興事業費 (TOYAMAまちなか音楽祭開催事業費)	富山駅北エリアや市内電車環状線沿線のまちなか拠点において、市内の音楽家や団体等と連携し、プロ・アマを問わず多くの方の出演による、様々なジャンルの音楽ライブやコンサート等を集中的に開催する。	5,000		文化国際課
15	文化施設整備事業費 (芸術文化ホール保全事業費)	オーバード・ホール/大ホールの特定天井改修及び施設・設備等の大規模改修に向けた設計を行う。	350,000		文化国際課
16	文化施設整備事業費 (市民芸術創造センター保全事業費)	市民芸術創造センターの特定天井の改修を行う。	113,000	32,000	文化国際課
17	桐朋学園富山キャンパス推進事業費 (桐朋学園富山キャンパス運営支援事業費)	桐朋学園富山キャンパスの運営費及び施設修繕費等に対して支援する。	215,179	215,193	文化国際課
18	(拡充事業) 企画事務費 (未来共創推進事業費)	未来共創拠点施設「Sketch Lab(スケッチラボ)」を拠点として新たなビジネスの創出や地域課題の解決に取り組むとともに、市民ニーズに沿ったスマートシティ関連サービスの創出を促進するため、新たにリビングラボの運営手法の開発などを行う。	18,456	17,330	スマートシティ推進課
19	スマートシティ推進事業費 (センサーネットワーク活用促進事業費)	市内全域に配置するセンサーから各種データを集積する「富山市センサーネットワーク」を維持管理するとともに、民間通信事業者が提供するIoTセンサー用通信網や富山県が整備した県下共同利用のデータ連携基盤を活用した新システムに移行する。	111,335	32,382	スマートシティ推進課

一般会計  
(02) 総務費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
20	スマートシティ推進事業費 (データサイエンスト育成事業費)	富山大学が中心となって富山県・富山市と連携して行う「データサイエンス連携推進事業」に対して、支援を行う。	11,106	11,106	スマートシティ推進課
21	スマートシティ推進事業費 (スマートシティ推進支援事業費)	令和5年11月13日に設立した「富山市スマートシティ推進プラットフォーム」を運営し、産学官の連携による共創やオープンイノベーションを支援するなど市民の困りごとや地域の課題を解決するスマートシティ関連サービスの創出を推進する。	26,855	22,351	スマートシティ推進課
22	(新規事業) スマートシティ推進事業費 (スマートシティ推進プロジェクト創出事業費)	スマートシティ関連サービスの創出にあたり、アプリケーションの開発やビジネスモデルの試行など新たなサービスを提供するために行う実証事業を支援する。	15,030		スマートシティ推進課
23	(新規事業) 管理運営事務費 (バーナーワーク必修科目化事業費)	ガラスの制作技法について、これまでの三本柱（ホットワーク、キルンワーク、コールドワーク）に、新たにバーナーワークを加え、四本柱とするカリキュラム改編をR7年度に予定していることから、バーナーワーク実習のための施設や機材等を整備する。	14,000		ガラス造形研究所
24	教員調査研究事業費 (アーティスト・イン・レジデンス事業費)	国内外で活動するガラス作家を招聘し、滞在しながら作品制作してもらうとともに、公開講座や展覧会等を開催する。	1,500	1,500	ガラス造形研究所
25	職員研修費	本市を取り巻く環境の変化や多様化する行政需要に対応するため、職員の意識改革や政策形成能力をはじめとした職務能力の開発、自己啓発支援等を行う。 ・資格取得及び大学院等への修学の支援 ・部局・職場研修実施支援及び窓口サービス向上研修の実施 ・階層別基本研修及び分かりやすい情報発信やデザイン思考等に係る特別研修の実施 ・自治大学校等研修専門機関への派遣 ・中央省庁及び民間企業等への長期派遣研修の継続実施	57,226	48,762	職員研修所
26	展覧会開催事業費	ガラス美術館の企画展及び常設展を開催する。 ・没後120年 エミール・ガレ：憧憬のパリ展 ・(仮称) 富山ガラス工房開設30周年記念展 ・ガラスの街とやま連携展 ・常設展（コレクション展、グラス・アート・パサージュ）	120,000	143,000	ガラス美術館
27	展覧会開催事業費 (富山ガラス大賞展開催事業費)	「ガラスの街とやま」の更なる定着を図り、その魅力を国内外に発信していくことを目的とした国際公募展「富山ガラス大賞展2024」を開催する。	46,000	13,000	ガラス美術館
28	(拡充事業) 教育普及事業費	富山広域連携中枢都市圏域の小中学校の児童をガラス美術館、図書館本館へ招待する。美術館では豊かな感性を育むことを目的とした学校招待プログラム（鑑賞・施設見学）を行う。また、触れることのできるガラスサンプルを製作し、より深い鑑賞体験を行う。	4,647	4,354	ガラス美術館



一般会計  
(02) 総務費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
29	広報活動事業費	ガラス美術館に関する広報活動及び展覧会に関する広報活動を行う。 ・ウェブサイト等による告知 ・各種メディアへの美術館及び展覧会の告知 ・広報とやま掲載 等	15,718	15,463	ガラス美術館
30	市長選挙費	市長選挙費	8,660		選挙管理委員会事務局
31	市議会議員選挙費	市議会議員選挙費	9,546		選挙管理委員会事務局
32	知事選挙費	知事選挙費	139,752		選挙管理委員会事務局
33	(新規事業) 庁舎維持管理費 (本庁舎オンライン会議室等整備事業費)	会議や研修等のオンラインでの開催や参加ができるよう、本庁舎内にパソコン等の通信環境を備えた会議室を整備する。	5,000		管財課
34	賦課徴収事務費 (土地評価事務費)	固定資産評価基準に基づき、R9年度評価替えに向けた各種調査を行い、データ及び資料を作成する。	26,290	17,821	資産税課
35	防災対策事業費 (自主防災組織育成事業費)	地域防災活動の主力となる自主防災組織の結成と育成を促進する。 ・自主防災組織活動事業補助金 ・自主防災組織数 R5年12月末 590組織	10,718	9,903	防災危機管理課
36	防災対策事業費 (防災拠点機能充実強化事業費)	災害発生時に備え、防災拠点である避難所等の充実、強化を図る。 ・備蓄食料や生活物資の継続的備蓄 ・避難誘導標識の整備	21,256	17,767	防災危機管理課
37	(拡充事業) 防災対策事業費 (防災啓発事業費)	地震・津波発生時の避難行動や自助・共助が果たす役割について、市民への周知を図るため、「富山市防災の手引き」の作成・全戸配布や津波・地震のハザードマップの増刷、全ての自治振興会において防災士による防災講演会を実施する。	14,761	2,160	防災危機管理課
38	(新規事業) 防災対策事業費 (防災対策環境整備事業費)	本市職員及び他市町村からの応援職員の災害対応業務の質的向上に必要な環境を整備し、災害対応力の強化を図る。	4,163		防災危機管理課
39	(新規事業) 防災対策事業費 (民間企業等連携啓発事業費)	企業経営者層を対象に防災意識の高揚及び企業内の防災意識を高めるための事業や手法を検討するため、民間企業等と連携してワークショップを実施する。	833		防災危機管理課
40	(新規事業) 防災対策事業費 (避難行動分析調査事業費)	通信キャリア等が保有する人流(位置情報)データ等を活用して、能登半島地震における市民の避難行動の実態を把握・分析する。	7,700		防災危機管理課

一般会計  
(02) 総務費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
41	安全なまちづくり推進事業費	「富山市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、安全で安心なまちづくりを市民等と協働で推進するため、自主防犯組織の活動や防犯協会等に支援を行い、犯罪の未然防止を図る。 ・安全なまちづくり推進事業費 ・ふるさとみまもり事業費 ・防犯カメラ設置補助事業費 ・公共空間防犯カメラ設置等事業費	34,652	34,893	生活安全交通課
42	犯罪被害者等支援事業費	犯罪行為により被害を受けた方やその家族に対し、支援を行う。	1,366	1,367	生活安全交通課
43	交通安全推進事業費 (交通安全啓発事業費)	「交通事故の発生と事故による死傷者の根絶」を目指し、関係機関・団体等との連携のもと、交通安全市民大会等を通じて交通安全意識の向上と交通事故の減少を図る。 ・交通安全意識啓発事業費 ・交通安全教室事業費 ・交通安全指導推進体制整備事業費 ・横断歩道ルール・マナー定着事業費 ・自転車マナー向上事業費 ・自転車交通安全教室修了証交付事業費 ・高齢者安全運転支援装置設置促進事業費	26,064	26,608	生活安全交通課
44	自治組織関係費 (自治組織関係補助金)	自治組織関係団体等が行う事業を財政面から支援し、自治組織の機能充実を図る。 ・富山市自治振興連絡協議会補助金 ・地域振興活動補助金 ・地区(校下)自治振興事務補助金	124,137	119,558	地域コミュニティ推進課
45	自治組織関係費 (電子回覧板導入支援事業費)	電子回覧板アプリを活用する町内会等に対し、導入費用を支援し、地域の絆の醸成や地域コミュニティの活性化を図る。	2,947	6,653	地域コミュニティ推進課
46	地域づくり市民交流事業費	特色ある地域づくりの推進のため、地域コミュニティイベントに対して支援する。 ・地域コミュニティ補助金等 (水橋、和合、呉羽、大沢野、大山、婦中、細入地区)	16,201	16,201	地域コミュニティ推進課
47	中山間地移動販売支援事業費	中山間地の住民が安心して住み続けることができる環境づくりと地域のコミュニティづくりに向け、中山間地の集落を巡回して食料品や日用品等の生活必需品を販売する事業者を支援する。 (大山地域、八尾地域)	7,291	7,331	大山行政サービスセンター 八尾行政サービスセンター
48	地域コミュニティ再生支援事業費 (地域コミュニティ再構築支援事業費)	住民相互のつながりが希薄化するなど、町内会等が課題解決に向け連携・協力して地域コミュニティを再構築するための新たな取り組みを支援する。	1,500	2,000	地域コミュニティ推進課
49	地域コミュニティ再生支援事業費 (八尾地区買物困難者支援事業費)	高齢者等への日常生活に関する困りごと相談会や各種講座を開催するとともに、移動販売車による臨時食料品販売所を設置するなど、住民の賑わいと交流機会の創出を図る取り組みを支援する。	250	3,000	八尾行政サービスセンター

一般会計  
(02) 総務費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
50	(拡充事業) いきいきスポーツライフ事業費	スポーツ実施率の向上を図るため、誰でも気軽にスポーツに取り組める環境の整備や機会の提供を行う。 R6年度は、障害者スポーツの推進を図るため、新たに障害者スポーツの普及促進を図るために設立した団体の設立・運営や、競技団体における新たな障害者スポーツの普及促進部門の立ち上げに必要な費用を支援する。 ・いきいきスポーツの日事業 ・タウントレッキングサイト活用事業 ・親子トレッキング事業 ・健康まちづくり推進事業（四季のウォーク等） ・運動・スポーツ指導者派遣事業 ・（新規）障害者スポーツ推進事業	13,365	13,188	スポーツ健康課
51	体育施設整備事業費	スポーツ施設を安全、安心かつ快適に利用できるように、施設の整備等を行う。 ・施設の耐震化 ・施設の長寿命化 ・施設の整備 ・施設の維持、改修等	582,825	482,975	スポーツ健康課
52	(新規事業) 行政サービスセンター費 (ニホンザル追い払い支援事業費)	ニホンザルの追い払いを組織的に取り組む町内会に対して資材を支給するとともに、職員が住民の追い払い活動を後方支援する。	729		大沢野行政サービスセンター
53	中核型地区センター費 (細入中核型地区センター等移転改修事業費)	細入中核型地区センター及び細入公民館移転後の旧庁舎等の解体工事を行う。 (R6～7年度継続事業)	278,260	14,000	細入中核型地区センター
54	(新規事業) 中核型地区センター費 (旧ほそいり保育所解体工事及び跡地整備事業費)	地域課題解決や地域コミュニティ活性化につなげるとともに、市の維持管理費の節減を図るため、旧施設の解体を行う。また、跡地を地域広場として活用するために必要な整備を行う。 ・旧ほそいり保育所解体工事 (R6～7年度継続事業) ・跡地整備測量設計	85,660		細入中核型地区センター

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	民生事務費 (重層的支援体制整備 事業費)	高齢・障害・子ども・生活困窮分野の既存の取組を活かしながら、複雑化・複合化した市民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する。	13,197	11,909	福祉政策課
2	(新規事業) ヘルスケア推進事業費 高齢者生きがい対策費 (健康づくり拠点整備 事業費)	子どもから高齢者までのあらゆる世代が、身近な地域で日常的に健康増進やフレイル予防に取り組むことができる拠点を大沢野・八尾地域に整備し、自発的な健康づくりの実践をサポートすることで、健康寿命の延伸や地域の活性化を図る。	34,479		福祉政策課 長寿福祉課
3	(拡充事業) 学習支援事業費	生活保護世帯の小～高校生、愛育園・ルンビニ園に入所している子どもなどを対象に家庭相談員が学習の実態把握などを行うとともに、学習支援員が学習支援を行う。	10,553	8,236	生活支援課
4	(拡充事業) 福祉奨学事業費	生活保護世帯及び児童養護施設に入所している子どもで、国家資格等を取得するために県内の大学等へ進学する者に奨学金を給付する。	11,727	5,446	生活支援課
5	(拡充事業) 生活困窮者自立支援事 業費	市社会福祉協議会に相談支援窓口を設置し、生活困窮者の自立促進に向けた取組を実施する。新たに、生活困窮者に対する就労面での支援体制を拡充することを目的に、就労の前段階として必要な社会的能力を身に付けるための指導・訓練、継続的な就労経験の場の提供、模擬面接の実施や就職活動に向けた技法・知識の習得など、一般就労に向けた具体的な準備支援を行う。	60,135	54,970	生活支援課
6	生活保護事業費	生活困窮者の保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を図る。	5,029,020	4,949,126	生活支援課
7	心身障害者(児)福祉 金支給事業費	心身障害者(児)の生活の激励と福祉の向上を図るため、福祉金を支給する。	202,480	206,149	障害福祉課
8	特別障害者手当等支給 事業費	在宅の常時特別な介護を要する重度心身障害者等に対し、その障害による負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給する。	170,983	165,365	障害福祉課
9	重度心身障害者介護手 当支給事業費	重度心身障害者を介護している者に介護手当を支給する。	39,395	40,779	障害福祉課
10	心身障害者医療費助成 事業費	重度障害者及び65歳以上の中度・軽度障害者に対し、医療費の助成を行う。	1,961,247	1,917,503	障害福祉課
11	心身障害者福祉タク シー助成事業費	外出が困難な在宅心身障害者に対し、タクシー又は自動車燃料の料金の一部(月1,260円のタクシー券または月500円のガソリン券)を助成する。	38,103	40,697	障害福祉課
12	心身障害者福祉施設等 整備事業費	社会福祉法人等が設置・運営する、施設整備費用等の一部を補助する。	17,003	213	障害福祉課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
13	障害者権利擁護支援事業費	障害者虐待の防止、養護者に対する支援、差別解消等を推進する事業を実施する。	1,819	1,871	障害福祉課
14	自立支援給付事業費	障害者総合支援法に基づく各種の自立支援給付を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護等事業費</li> <li>・短期入所事業費</li> <li>・生活介護事業費</li> <li>・療養介護事業費</li> <li>・施設入所支援事業費</li> <li>・自立訓練事業費</li> <li>・就労移行・継続支援事業費</li> <li>・就労定着支援事業費</li> <li>・自立生活援助事業費</li> <li>・共同生活援助事業費</li> <li>・補装具給付事業費</li> <li>・更生医療給付事業費</li> <li>・富山型デイサービス推進事業費</li> <li>・高額障害福祉サービス事業費</li> <li>・同行援護事業費</li> <li>・行動援護事業費</li> <li>・計画相談支援事業費</li> <li>・地域移行支援事業費</li> <li>・地域定着支援事業費</li> </ul>	8,533,130	7,944,301	障害福祉課
15	地域生活支援事業費	障害者総合支援法に基づく各種の地域生活支援事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援事業費</li> <li>・移動支援事業費</li> <li>・日中一時支援事業費</li> <li>・日常生活用具給付事業費</li> <li>・相談支援事業費</li> <li>・地域活動支援センター事業費</li> <li>・訪問入浴サービス事業費</li> <li>・高額地域生活支援給付事業費</li> </ul>	313,236	312,165	障害福祉課
16	重層的支援体制整備事業費 (参加支援事業費)	社会とのつながりを支援するため、障害者本人や世帯の状況に合わせた社会参加について支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き書きボランティア養成事業</li> <li>・聞こえのサポート等研修事業</li> <li>・親亡き後を見据えた啓発事業</li> </ul>	592	592	障害福祉課
17	(新規事業) 野外活動ふれあい事業費	インクルーシブ社会の実現に資するため、障害のある子どもとない子どもが一緒になって野外活動を実施する。	650		障害福祉課
18	敬老事業費 (100歳長寿者祝事業費)	100歳を迎えた方に対して誕生日に長寿を祝い、祝い金(3万円)及び祝い状を贈る。	7,026	6,625	長寿福祉課
19	ひとり暮らし高齢者対策費 (「食」の自立支援事業費)	在宅のひとり暮らし高齢者等に訪問による状況調査及びプラン作成を行ったうえで、栄養のとれた食事の配食サービスと安否確認を実施する。	33,485	33,370	長寿福祉課
20	ねたきり高齢者対策費 (ねたきり高齢者等おむつ支給事業費)	在宅のねたきり高齢者等に対し、おむつを支給する。	195,476	201,037	長寿福祉課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
21	高齢者生きがい対策費	高齢者の生きがいを高めるとともに健康増進を図り、下記の事業を実施する。 ・高齢者ふれあい入浴事業費 ・老人クラブ活動事業費 ・シニアライフ講座運営事業費	173,247	190,546	長寿福祉課
22	(新規事業) 老人日常生活用具給付等事業費 (高齢者の安心・安全推進事業費)	熱中症を予防するため、自宅に使用できるエアコンのない高齢者のみの市町村民税非課税世帯を対象に、エアコン購入費等に係る費用を助成する。	2,007		長寿福祉課
23	在宅福祉推進事業費 (外出支援タクシー券事業費)	要介護1以上の方の外出を支援するため、割引きタクシー券を支給する。	8,697	8,847	長寿福祉課
24	認知症・ねたきり高齢者介護手当支給事業費	在宅の認知症高齢者・ねたきり高齢者等を常時介護する方に介護手当を支給する。	77,545	75,677	長寿福祉課
25	角川介護予防センター管理運営費	医師や専門スタッフが行う身体機能チェックに基づいた運動プログラムを作成し、水中運動や温熱療法、パワーリハビリテーションなどの陸上運動を提供することで、高齢者の介護予防及び健康増進を図る。	126,073	129,264	長寿福祉課
26	成年後見制度利用促進体制整備推進事業費	成年後見制度の普及啓発、相談及び利用支援を行うとともに、第三者後見人への需要に対し、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の育成、市民後見人の活動支援体制を整備するとともに「とやま福祉後見サポートセンター」を中核機関として地域連携ネットワークの構築を図る。	26,087	17,868	長寿福祉課
27	認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業費	「富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」の登録者のうち希望する方を対象に、市が契約者として個人賠償責任保険に加入することで、認知症やその家族が安心して暮らすことができる社会を目指す。	1,107	1,145	長寿福祉課
28	地域介護予防活動支援事業費 (地域介護予防推進事業費)	地域に住む高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、地域包括支援センターが関係機関、団体、ボランティア等と連携し、地域住民と共に高齢者の介護予防の推進及び地域ケア体制を推進する。	30,777	31,035	長寿福祉課
29	地域介護予防活動支援事業費 (介護予防いきいき運動推進事業費)	老人クラブ会員等が、運動指導者の指導のもと、軽運動やストレッチ、脳を動かすゲーム等を楽しむ「楽楽いきいき運動」を実施する。また、2年間の「楽楽いきいき運動」の終了団体を対象に「楽楽いきいき運動続編」を実施する。	3,457	3,502	長寿福祉課
30	総合相談事業費	高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターが個々の相談に応じるとともに、関係機関と連携し問題の解決を図る。	392,942	396,287	長寿福祉課
31	権利擁護事業費	地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待や権利擁護等の相談及び事例の解決を図る。	20,964	20,951	長寿福祉課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
32	包括的・継続的マネジメント事業費	地域包括支援センターが中心となり地域の関係機関と連携し、施設や病院から在宅復帰できるよう支援する。また、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの支援を行う。	131,649	131,271	長寿福祉課
33	地域密着型サービス等の拠点整備事業費	地域密着型サービス等の拠点整備を行う事業者に対して助成を行う。(R6年度は事業所の公募)	303	241,310	介護保険課
34	介護職員人材確保事業費	ハローワーク富山と連携して「介護職場の就職説明会」を開催するほか、介護福祉士の資格取得を目指す介護職員に「介護福祉士実務者研修」を受講させる事業所に対して、受講費用等の一部を補助する。	2,133	3,333	介護保険課
35	(新規事業) 障害者福祉事務費 介護職員人材確保事業費 (介護の魅力PR事業費)	中学生を対象とした介護施設等での仕事体験を行い、若い世代の介護職に対するイメージアップを図る。	2,496		障害福祉課 介護保険課
36	高齢者の保健介護予防一体的実施事業費	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と連携し、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する。	33,613	36,626	保険年金課
37	ヘルスケア推進事業費 (中山間地域オンライン診療・服薬指導実証実験事業費)	中山間地域における、医療機関が少なく通院負担が大きい等の地域課題に対する取り組みとして、大山地域を対象にオンライン診療・服薬指導等の実証実験を行い、地域住民の医療へのアクセシビリティの向上や健康増進を図るとともに、オンライン診療・服薬指導が広く普及するための方策や課題を検証する。	11,911	23,892	まちなか総合ケアセンター
38	児童福祉一般管理費 (こども計画策定事業費)	R5年度に実施したニーズ調査や生活実態調査の分析結果などを踏まえ、こども基本法に基づくこども計画を策定する。	4,500	9,620	こども支援課
39	児童健全育成事業費 (地域児童健全育成事業運営事業費)	労働等により、保護者が昼間いない家庭の小学生に対し、小学校の余裕教室などを利用して、健全な遊びや生活の場を提供する。	263,717	236,572	こども支援課
40	(拡充事業) 児童健全育成事業費 (放課後児童健全育成事業運営事業費)	労働等により、保護者が昼間いない家庭の小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、社会福祉法人等が行う放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の運営に対して助成を行う。	618,654	583,757	こども支援課
41	児童健全育成事業費 (放課後児童健全育成事業施設整備事業費)	「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、学童保育の受け皿を拡充する区域において、新たに放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を行うため、民間事業者が行う施設整備に対して助成を行う。	46,946	55,214	こども支援課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
42	(新規事業) こども施策推進事業費 (こどもまんなか推進 事業費)	こどもまんなか社会の実現に向けて、社会全体で子育てを支える機運の醸成と市民・企業・団体に「こどもまんなか」な取組が広がることを目的としたキャンペーンを行う。 また、「こどもまんなか月間」に合わせて「こどもまんなか」をPRするとともに、子連れ世帯等の外出支援のため民間事業者による授乳施設の設置費用への助成や市子育て支援ウェブサイトへの授乳施設等の所在地マップの掲載を行う。	16,572		こども支援課
43	(新規事業) 保育所施設整備事業費 (市立保育施設照明設備LED化事業費)	児童の安全かつ快適な保育環境を整備するため、市立保育施設の照明設備を計画的にLED化する。	35,000		こども支援課
44	保育所建設事業費	老朽化等に伴う市立保育所等の改築等を行う。 ・長岡保育所実施設計、造成設計等 ・(仮称)月岡認定こども園実施設計、造成設計等	63,926	22,000	こども支援課
45	児童館運営事業費	児童に健全な遊びを提供し、健康増進と豊かな情操を育むため、指定管理者制度により児童館を管理運営する。	235,310	213,406	こども支援課
46	児童館施設整備事業費	蛭川児童館(健全育成室を含む)を移転改築する。 ・公民館、図書館との複合整備(R6・7年度の2か年事業(継続費))	77,600		こども支援課
47	(新規事業) 児童館施設整備事業費 (児童館照明設備LED化事業費)	利用児童の安全かつ快適な環境を整備するため、児童館の照明設備を計画的にLED化する。	17,000		こども支援課
48	(新規事業) 児童福祉一般管理費 (障害児等療育支援事業費)	専門機関と連携し、個別配慮児等に対する保育現場の関わり方や、その保護者からの相談への対応について支援を行う。また、専門機関から意見を聴取する場を設け、各保育施設における職員の加配の必要性について検討を行う。	90		こども保育課
49	子育てのための施設等 利用給付事業費	幼児教育・保育の無償化に伴う給付事業で、幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等の利用に対して助成を行う。	65,000	74,305	こども保育課
50	私立保育所等補助事業費 (特別保育事業費補助金)	多様な保育需要に対応するため、私立保育施設等が実施する特別保育事業に対して助成を行う。 ・延長保育促進事業 ・一時保育促進事業 ・年末年始保育サービス事業 ・障害児保育事業 ・乳児保育保健対策事業 ・地域活動事業	511,764	483,387	こども保育課



一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
51	(拡充事業) 私立保育所等補助事業費 (地域子育て支援事業費)	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、未就学児童とその保護者を対象とする親子サークル(年30回以上)を開催し、親子の集団活動による遊びの提供、子育てについての情報提供を実施する私立保育施設に対して助成を行う。 また、モデル事業として、医療的ケアが必要な子を持ち、一般の親子サークルに参加しづらいと考えている保護者向けの親子サークルを実施する私立保育施設に対して助成を行う。	7,677	7,803	こども保育課
52	私立保育所等補助事業費 (運営費等補助事業費(認可施設))	質の高い保育サービスを提供するため、市立保育所に準じた職員配置及び年度途中の保育需要に対応する職員配置等を行う私立保育施設に対して助成を行う。 ・保育環境向上事業補助金 ・保育環境向上事業補助金(研修事業) ・職員配置向上事業補助金 ・産休代替職員任用事業補助金 ・保育料減免事業補助金 ・職員補充事業補助金 ・年度途中入所対応事業補助金	284,617	299,342	こども保育課
53	私立保育所等補助事業費 (運営費等補助事業費(認可外施設))	認可外保育施設に入所する児童の保育環境の向上を図るため、国が定める施設運営基準を満たす施設の人件費及び運営費に対して助成を行う。 ・給与改善事業 ・保育環境向上事業 ・夜間保育運営支援事業 ・損害賠償責任保険加入事業	4,516	4,676	こども保育課
54	私立保育所等補助事業費 (施設整備事業費補助金)	児童の教育・保育環境の維持及び向上を目的とする施設改修を実施する私立保育施設等に対して助成を行う。	88,342	387,500	こども保育課
55	私立保育所等補助事業費 (保育士宿舎借り上げ支援事業費)	私立保育施設に勤務する市外出身の保育士に対し、事業者が借り上げた宿舎の費用の一部に対して助成を行う。	4,590	9,180	こども保育課
56	(新規事業) 私立保育所等補助事業費(副食費負担軽減事業費)	私立保育施設に在籍する3歳以上児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者から副食費を減額して徴収する私立保育施設に対して補助を行う。 ※R5.5月補正事業	52,751		こども保育課
57	(新規事業) 私立保育所等補助事業費(保育支援者配置事業費)	私立保育施設に対して、園外活動時の見守りや遊具の消毒、寝具の用意・片付け、清掃業務等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に係る人件費について助成を行う。	36,000		こども保育課
58	(拡充事業) 私立保育所等管理運営費	私立保育施設等の運営費を支出する。 R6年4月から第3子以降の保育料無償化について所得制限をなくす。(市立施設も同様に実施。)	11,446,492	11,311,688	こども保育課
59	(新規事業) 市立保育所等管理運営費 (市立保育所・認定こども園ICT化推進事業費)	市立保育所等の保育室のWi-Fi環境を整備するため、アクセスポイントを増設する。また、デジタル温湿度計を設置し、快適で安全な保育環境を整備するとともに、保育士の負担軽減を図る。	33,990		こども保育課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
60	特別保育事業費 (特別保育事業費・地域活動事業費・食育推進事業費)	多様な保育需要に対応するため、市立保育所等において延長保育や一時保育のほか、地域活動事業（世代間交流事業等）や食育活動（食を通じた親子ふれあい交流事業等）を実施する。	7,337	7,981	こども保育課
61	(拡充事業) 病児・病後児保育事業費	集団保育が困難な病気回復期や回復期に至らない児童の一時預かり（病児対応型）や、保育中に体調不良になった児童の保育（体調不良児対応型）を行う私立保育施設等に対して助成を行う。 また、市立保育所及び認定こども園においても体調不良児対応型病児保育を実施し、子育てと就労の両立支援を図る。 さらに、病児・病後児保育事業の利用者が事前登録や予約等の手続きを事業者のホームページ上で行うことができるシステムの導入（ICT化）に要する経費を補助する。	344,929	333,742	こども保育課
62	医療的ケア児保育事業費	職員体制を整えて医療的ケア児を受け入れる私立保育施設に対して助成を行う。また、市立保育所でも受け入れを行う。	37,218	31,928	こども保育課
63	地域子育て支援事業費 (親子サークル事業費)	市立保育所において未就学児童とその保護者を対象とする親子サークルを開催し、親子の集団活動による遊びの提供、子育てについての情報提供を実施する。	1,405	2,805	こども保育課
64	(拡充事業) 児童手当支給事業費	子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童手当法に基づき、保護者に児童手当を支給する。 (支給対象) 0歳～中学校修了前 【所得制限限度額未満】 ・3歳未満 一律月額15,000円 ・3歳以上～小学校修了前 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 ・中学生 一律月額10,000円 【所得上限限度額未満】 一律月額 5,000円 【所得上限限度額以上】 支給なし  ※R6年度改正 ①所得制限撤廃 ・所得制限（所得制限限度額、所得上限限度額）を撤廃し、全員本則給付とする。 ②支給期間の延長及び第3子以降の支給額の変更等 ・支給期間をこれまでの中学生までから高校生年代までに延長する。 ・第3子以降の支給額を一律月3万円にするとともに、多子加算の判定を22歳年度末までとする。 ③支給月の変更 ・支給月を6、10、2月の年3回から隔月（偶数月）支給の年6回に変更 R6年10月分（R6年12月支給分）から適用	5,888,360	5,513,380	こども福祉課
65	母子等福祉事業費 (母子家庭等自立支援事業費)	ひとり親家庭の母又は父の就業を促進し、ひとり親家庭の生活の安定を図る。 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施する。	46,104	40,377	こども福祉課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
66	母子等福祉事業費 (ひとり親家庭奨学資金給付事業費)	国家資格等を目指し、県内の大学等に進学するひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金(返済不要)を給付する。	4,894	4,554	こども福祉課
67	(拡充事業) 母子等福祉事業費 (ひとり親家庭奨学資金貸付事業費)	大学等に進学するひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金を貸付する。また、卒業後5年間、市内企業で正社員として勤務した場合は返還を全額免除する。 R6年度入学生から県内だけでなく県外の大学等に進学する子どもも対象とするなど、事業を拡充する。	1,901	609	こども福祉課
68	(新規事業) 母子等福祉事業費 (ひとり親家庭等ががんばる受験生応援事業費)	経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、受験料、模試費用を補助する。	3,000		こども福祉課
69	こども医療費助成事業費	中学生までの子どもの保護者に対し、保険診療の自己負担分について医療費を助成する。 ・助成方法 現物給付(0歳～中学生までの県内の診療)、償還払い(県外診療分)	1,434,361	1,272,732	こども福祉課
70	(新規事業) こどもインフルエンザ予防接種費助成事業費	小中学生のインフルエンザ予防接種費の一部を助成する。 ・助成金額 1回の接種につき上限3,000円 (小学生：2回/人 中学生：1回/人) ※R5.9月補正事業	90,997		こども福祉課
71	妊産婦医療費助成事業費	妊産婦に対し、対象疾病の保険診療の自己負担分について医療費を助成する。 ・対象疾病 妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産 ・助成方法 現物給付(県外での受診は償還払い)	21,766	19,911	こども福祉課
72	(拡充事業) 児童扶養手当支給事業費	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給する。 (支給額) ・全部支給 月額45,500円 ・一部支給 月額10,740円～45,490円 ・第2子加算額 月額5,380円～10,750円 ・第3子以降加算額 月額3,230円～6,450円 ※R6年度改正 ①所得限度額の引き上げ(収入ベース・子1人の場合) ・全部支給の限度額160万円→190万円 ・一部支給の限度額365万円→385万円 ②多子加算の拡充 第3子以降の加算額を第2子加算額と同額まで引き上げる。 R6年11月分(R7年1月支給分)から適用	971,097	942,731	こども福祉課
73	ひとり親家庭等医療費助成事業費	ひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について医療費を助成する。 ・対象 ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父若しくは母又は養育者及びその児童 ・助成方法 現物給付(県外での受診は償還払い)	203,577	201,834	こども福祉課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
74	子育て支援事業費 (こども家庭センター 運営事業費) (要保護児童対策事業 費)	福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に養育の相談等の支援業務を行うとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関の役割を担い、関係機関との連絡調整等を行う。	11,795	11,736	こども健康課
75	障害児福祉事業費 (参加支援事業費)	社会とのつながりを支援するため、障害児本人や世帯の状況に合わせた社会参加について支援を行う。 ・医療的ケア児支援事業	447	617	こども健康課
76	障害児通所給付事業費	障害児に係る各種の給付を実施する。 ・児童発達支援事業費 ・基準該当児童通所支援事業費 ・放課後等デイサービス事業費 ・保育所等訪問支援事業費 ・障害児相談支援事業費 ・高額障害児通所給付事業費	1,958,121	1,617,715	こども健康課
77	地域生活支援事業費	障害者総合支援法に基づく各種の地域生活支援事業を実施する。 ・移動支援事業費 ・日中一時支援事業費 ・訪問入浴サービス事業費 ・高額地域生活支援給付事業費	10,484	11,083	こども健康課
78	恵光学園管理運営事業費	心や体に発達の遅れが心配される子どもたちに早期に療育を行い、子どもたちの情緒の安定、身の自立、運動発達、生活習慣の確立、集団参加の意欲を促し、社会の一員としての自立を支援する。	66,823	59,424	こども健康課
79	子育て支援事業費	市内16か所(直営2か所、指定管理3か所、民間委託11か所)に子育て支援センターを設置し、専門職員による相談や指導、地域における子育て支援の充実を図る。 ・子育て支援センター事業費 ・子育て電話相談事業費 ・子どもほっとダイヤル事業費 ・ファミリー・サポート・センター事業費	158,619	159,534	子育て支援センター
80	(新規事業) 子育て支援事業費 (親学講座開催事業費)	父親と子ども向けの運動遊び教室「お父さんと遊ぼう」の開催 ・対象：①年長児・年中児とその父親 ②年少児・2歳児とその父親 ・参加組数：各回100～150組程度	66		子育て支援センター
81	病児・病後児保育事業費	富山市まちなか総合ケアセンターで病児保育事業(お迎え型含む)を実施する。	18,114	17,878	まちなか総合ケアセンター
82	市民生活一般管理費 (行政案内関係費)	市役所総合案内窓口において、市政案内を行う。また、「多言語翻訳アプリ」や「会話支援アプリ」を搭載した機器を設置して、来庁者とのコミュニケーションの円滑化を図り、行政案内サービスを充実させる。	5,437	5,142	市民協働相談課
83	人権擁護啓発費	「富山市人権啓発フェスティバル」を開催するなど、広く人権尊重思想の普及・啓発を行うほか、展示会を通して北朝鮮による拉致問題の啓発に努め、関心を高める。	3,420	3,211	市民協働相談課

一般会計  
(03) 民生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
84	市民ボランティア推進事業費	災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう平常時から、災害ボランティアにかかる諸問題の研修・検討を行う。また、ボランティアセンターを支援する。 ・災害ボランティアネットワーク事業 ・ボランティア支援事業	2,793	2,793	市民協働相談課
85	協働推進事業費 (公募提案型協働事業費)	市民主体のまちづくりを推進するため、地域の様々な課題解決に向け、市民団体等から事業提案を公募し、市と提案団体が共に協働事業を実施する。	1,256	1,256	市民協働相談課
86	地域ふれあい活動支援事業費	町内会等の地域住民や、ボランティア・NPO法人が開設する、子どもから高齢者まで誰もが参加できる地域の食堂に対し、その費用の一部を支援する。	1,459	1,157	市民協働相談課
87	男女共同参画社会推進事業費 (男女共同参画プラン推進事業費)	男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて「第2次富山市男女共同参画プラン」を推進し、情報交流誌の発行、市民フェスティバルの開催等を通じて市民の意識高揚を図る。	3,804	3,613	市民協働相談課
88	消費生活対策事業費 (消費生活啓発相談事業費)	悪質商法や多重債務など複雑・多様化する消費生活相談に的確に対応し、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図るため、啓発活動や消費生活センター機能の強化など、消費者行政の充実を図る。 ・消費生活相談員の配置 ・迷惑電話防止機能搭載電話機等購入助成事業 等	31,357	26,991	消費生活センター
89	(拡充事業) 消費生活対策事業費 (消費生活改善推進事業費)	市民・飲食店等と市が一体となり、家庭や外食時での食べ残しを減らし、残さず食べきる「おいしいとやま食べきり運動」を展開し、食生活の見直しなど消費生活の改善を図るとともに、食品ロスの削減を推進する。 また、「食べキリン」の紙芝居を作成し、保育施設等に配布する。	2,296	736	消費生活センター
90	男女共同参画社会推進事業費 (富山市男女共同参画推進センター事業費)	男女共同参画社会づくりのための拠点施設として、男女共同参画に関する各種講座の開催や相談事業を行う。 また、相談員を配置しDV(配偶者・パートナーからの暴力)相談に応じるとともに、各種関係機関との連携強化など、DV被害者の保護や生活自立支援に努める。	6,787	3,433	男女共同参画推進センター
91	男女共同参画社会推進事業費 (「家事ダン」マイスター認定事業費)	男性を対象とした家事に関する講座を実施することにより、男性の家事参画を促し、女性の負担を減らすことで女性活躍推進のための環境づくりを行う。	1,437	1,635	男女共同参画推進センター

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (04) 衛生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	健康診査事業費	心身の健康の保持・増進を図るため、健康増進法に基づき、健康診査、肝炎ウイルス検診等各種健康診査を行う。	12,037	12,120	保健所 地域健康課
2	がん対策事業費	死因の第一位であるがんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために、各種がん検診（胃、肺、大腸、子宮、乳、前立腺がん）を実施する。また、がんの正しい知識の普及・啓発により生活習慣を改善し、がんの予防に努める。さらに、がん検診受診率向上事業を推進し、がんの早期発見・早期治療につなげる。	558,844	575,977	保健所 地域健康課
3	(新規事業) がん対策事業費 (がん患者用補正具購入費用助成事業費)	がん治療と社会参加の両立支援のため、がんの治療に伴う外見的な悩みを抱えている者に対し、補正具の購入費用の一部を助成する。	3,448		保健所 地域健康課
4	健康づくり推進事業費	市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、栄養、運動、休養のバランスをとることを基本とした生涯を通じての健康づくりの普及・啓発を図る。	6,381	10,212	保健所 地域健康課
5	(新規事業) 健康づくり推進事業費 (スマートウェルネス推進事業費)	ICTを活用した健康づくりとしてデジタル機器を導入し健康データを見える化し、そのデータを個人や市民へフィードバックすることで市民の行動変容につなげる。	5,000		保健所 地域健康課
6	予防接種費	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持するとともに公衆衛生の向上及び増進を図る。	1,247,813	1,283,151	保健所 保健予防課
7	(新規事業) 予防接種費 (帯状疱疹予防接種費)	帯状疱疹の発症及び重症化の予防を図るため、50歳以上の者を対象に、帯状疱疹ワクチンの予防接種費用を助成する。	28,347		保健所 保健予防課
8	精神保健福祉対策事業費	精神障害者の地域生活を促進するとともに、精神保健福祉に関する正しい知識を普及啓発し、精神疾患の予防、早期発見、適正な医療の継続を目指す。また、民間団体等と連携して相談体制の強化と地域生活を支えるネットワークづくり、居場所づくりを推進する。 ・精神保健福祉相談 ・ひきこもりサポート事業 ・措置入院者退院後支援事業 ・依存症対策事業	4,970	4,625	保健所 保健予防課
9	自殺予防対策事業費	「富山市自殺対策総合戦略」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない富山市」の実現を目指して、関係各課との連携を密にして課題解決に取り組み、関係機関・団体、企業、行政等がそれぞれの立場で協働、連携して自殺予防対策を推進する。 ・若年層のための心の相談 ・かかりつけ医と精神科医の連携強化事業 ・ゲートキーパーの養成 ・自殺未遂者フォローアップ事業 ・自殺対策事業 ・自殺予防啓発キャンペーン	3,697	4,270	保健所 保健予防課

一般会計  
(04) 衛生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
10	食品衛生監視指導費	<p>食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に対する監視指導や食品の検査等を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視指導 夏期及び年末の一斉監視を中心に、食品関係営業施設に対して監視指導を実施する。</li> <li>不良食品の撲滅対策 食品等の成分規格や食品添加物の使用基準の検査を実施する。</li> <li>HACCP普及促進事業 食品関係営業施設に対し、R3年6月から義務化されたHACCPに沿った衛生管理を引き続き周知する。</li> </ul>	24,235	25,651	保健所 生活衛生課
11	(拡充事業) 産後ケア応援室事業費	<p>産婦の心身の回復と育児不安の解消を図り、安心して自宅で子育てができるよう支援するため、富山市まちなか総合ケアセンターで産後ケア事業（宿泊、デイケア等）を実施する。</p> <p>産後ケア応援室利用者のニーズに沿うとともに、心身の負担軽減のため、「部屋着」と「おむつ等の消耗品」を施設で準備し、サービス向上および支援強化を図る。</p>	71,348	62,136	まちなか総合ケアセンター
12	新生児・未熟児・妊産婦訪問指導費	<p>妊産婦、新生児、未熟児に対し、保健師、助産師が訪問指導を行う。また、養育上支援が必要な場合は、産前産後等養育支援訪問（専門的相談支援）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新生児・未熟児・妊産婦訪問指導事業</li> <li>産前産後等養育支援訪問事業（専門的相談支援）</li> </ul> <p>また、重度のつわりなどで日常生活が困難な妊婦や、出生後6か月以内の赤ちゃんのいる家庭に、家事代行サービスを行うヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行う。</p>	8,314	9,774	こども健康課
13	(新規事業) 新生児・未熟児・妊産婦訪問指導費 (子育て世帯訪問支援事業費)	<p>家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。</p>	2,275		こども健康課
14	妊産婦・乳児健康診査費	<p>健やかな子どもを産み育てるために、妊産婦及び乳児に対する健康診査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦・乳児健康診査事業</li> <li>産婦健康診査事業</li> <li>新生児聴覚検査費用助成事業</li> <li>多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</li> <li>初回産科受診料支援事業</li> </ul>	334,177	353,308	こども健康課
15	すこやか子育て支援事業費	<p>妊産婦及び乳幼児の健康保持を図るため、妊娠中や出産後、乳幼児期における各種の健康教室及び健康相談を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パパママセミナー</li> <li>赤ちゃん教室</li> <li>仲間づくりの赤ちゃん教室</li> <li>乳幼児健康相談</li> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> </ul>	4,356	4,304	こども健康課
16	切れ目ない子育て支援体制構築事業費 (こども家庭センター運営事業費)	<p>保健福祉センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面談の機会を設け、相談や支援につなげる。また、オンライン相談の体制を整備する。</p>	22,418	17,917	こども健康課

一般会計  
(04) 衛生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
17	産後ケア応援室事業費 (産後のママ・レスパイト事業) 切れ目ない子育て支援体制構築事業費 (産後ケア事業 [居宅訪問型])	産後のママ・レスパイト事業として、まちなか総合ケアセンターにおいて、生後4か月未満の子どもの日中一時預かりを実施する。 また、産後ケア事業として、1歳未満の子どもをもつ産婦に対し、助産師が居宅を訪問し授乳支援や沐浴指導等を行うアウトリーチ型の支援を実施する。	2,466	2,522	まちなか総合ケアセンター こども健康課
18	(新規事業) 切れ目ない子育て支援体制構築事業費 (産後ケア事業 [民間産科医療機関委託])	産婦の心身の回復と育児不安の解消を図り、安心して自宅で子育てができるよう支援するため、産後1年以内の母親と乳児を対象に、民間産科医療機関で産後ケア事業(宿泊、デイケア)を実施する。	4,194		こども健康課
19	出産・子育て応援事業費	妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談できる伴走型相談支援の充実と、出産応援ギフト・子育て応援ギフトを給付する経済的支援を一体的に実施する。	294,125	386,531	こども健康課
20	(拡充事業) 口腔衛生予防対策費	歯と口の健康を保つために、乳幼児のむし歯予防教室、フッ化物塗布、妊婦の歯科健診に関する健康教育を実施する。 また、妊婦の歯科健診の自己負担金を廃止する。	5,960	4,806	こども健康課
21	海洋ごみ対策推進事業費 (海洋プラスチックごみ等流出抑制対策事業費)	プラスチックごみの海洋への流出抑制対策として市内の準用河川にオイルフェンスを設置するとともに、海洋ごみに関するパネル展の開催や小学生や親子を対象とした特別授業の実施等により、広く市民への意識啓発を図る。	2,722	4,748	環境政策課
22	(拡充事業) 地球温暖化対策推進事業費 (チームとやまし推進事業費)	脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政等が協力連携する市民総参加のプロジェクト「チームとやまし」の取組について、地球温暖化対策の国民運動「デコ活」と連携した啓発イベントを開催し、市民等の意識啓発と行動変容を促す。また、新たに環境学習に関する情報を統一的に発信するプラットフォームを立ち上げる。	10,686	3,520	環境政策課
23	脱炭素化推進事業費 (ZEH導入補助事業費・省エネ設備等導入補助事業費)	ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅や設備の高効率化による省エネと、太陽光発電等によるエネルギーの創出により、「ネット・ゼロ・エネルギー化」を推進するため、ZEH住宅の補助を行う。 また、住宅等の省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、蓄電池、エネファーム等の補助を行う。	8,585	14,840	環境政策課
24	(拡充事業) 脱炭素化推進事業費 (ゼロカーボン推進事業費)	ゼロカーボンシティの推進に向けた各種取組を展開するとともに、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用し、個人住宅及び事業所において、自己所有又はPPAによる太陽光発電設備や蓄電池設備を導入した者を対象に補助を実施する。 また、市未利用地においてPPAによる太陽光発電設備を導入した事業者に対しても補助を行う。	79,660	81,777	環境政策課
25	(新規事業) 脱炭素化推進事業費 (子育て支援省エネ設備等導入補助事業費)	自宅への省エネルギー設備の設置や太陽光発電設備等の導入、住宅のZEH化を行う子育て世帯等に対して上乗せ補助を行う。	5,400		環境政策課



一般会計  
(04) 衛生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
26	脱炭素化推進事業費 (燃料電池自動車導入補助事業費)	水素を燃料とする燃料電池自動車等の普及を促進するため、燃料電池自動車及び燃料電池産業車両の購入者に対して補助を行う。	2,000	2,000	環境政策課
27	国際展開事業費 (都市間連携事業費)	環境先進都市としての役割を果たすため、協力協定を締結した海外都市等の課題解決や、市内企業の環境に関する技術やノウハウの国際展開を支援する。 (インドネシア共和国バリ州：コンポストプラントの普及展開)	4,111	4,980	環境政策課
28	産業廃棄物処理対策推進費	産業廃棄物の適正処理を推進するため、処理業者や排出事業者に対し廃棄物処理法等に基づく指導を行うとともに、廃棄物の不法投棄防止のための監視活動等を行う。	7,474	7,940	環境政策課
29	エコタウン推進事業費	環境に配慮した省資源・循環型のまちを目指し、富山市エコタウンプランに基づき、エコタウン産業団地を核とした資源の地域内循環を推進する。 ・エコタウン監視測定委託 ・エコタウンバス運行 ・エコタウン学園運営 等	8,420	7,449	環境政策課
30	環境保全事務費 (カラス対策事業費)	城址公園周辺がカラスの大集団のねぐらとなっており、ふん害などの被害があることから、檻や銃器による捕獲等を行い、生息数調査によりその効果を検証する。	24,148	24,081	環境保全課
31	(新規事業) 公衆浴場育成事業費	親子がふれ合い、入浴の仕方やお風呂の楽しみ方のほか、入浴の効果などを学ぶことで、銭湯の大切さや魅力を感じてもらうことを通して、一般公衆浴場の活性化に資する。	2,100		環境保全課
32	ごみ減量化・資源化推進事業費 (資源物ステーション運営事業費)	資源物の排出拡大を図るため、土・日曜日、祝・休日に持ち込める資源物ステーションを市内8か所に開設し、ごみの減量化・資源化を推進する。	14,015	15,108	環境センター管理課
33	ごみ減量化・資源化推進事業費 (集団回収活動推進事業費)	資源となる新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、牛乳パック、古布、アルミ缶、スチール缶を集団回収する自治振興会やPTA等の実施団体および回収業者に対し、回収量に応じた報償金を交付することで、回収活動の活性化を図り、減量化・資源化を推進する。	40,350	40,520	環境センター管理課
34	ごみ減量化・資源化推進事業費 (ごみ減量普及啓発事業費)	ごみの減量化及び分別排出を推進するため、各家庭に収集カレンダーを配布するとともに、これまでの外国語版「ごみの分け方・出し方(6か国語)」にインドネシア語を追加する。 また、市広報等を通して、リデュース、リユース、リサイクルの周知・啓発を行う。	4,597	6,207	環境センター管理課
35	ごみ減量化・資源化推進事業費 (家庭ごみ有料化検討事業費)	家庭ごみ有料化の制度の目的や効果などを広く周知するための市民参加型イベントを開催する。	6,219	30	環境センター管理課

一般会計  
(04) 衛生費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
36	(新規事業) ごみ減量化・資源化推進事業費 (地域循環型生ごみ堆肥化モデル事業費)	モデル地区(1か所)において、住民が持ち込む生ごみを堆肥化し、小学校や校区住民の家庭菜園等において使用する実証実験を行う(堆肥化するための生ごみ処理機を地区センター敷地内に設置する)。	3,907		環境センター管理課
37	(新規事業) ごみ減量化・資源化推進事業費 (ダンボールコンポスト普及啓発事業費)	ダンボールコンポストを使って生ごみを堆肥化するモデル事業を実施し、家庭から排出される生ごみ削減効果を検証する。	1,000		環境センター管理課
38	(新規事業) ごみ減量化・資源化推進事業費 (こども環境教育アドバタイジング事業費)	市の塵芥収集車に企業広告を募集し、その広告収入をもって、小学校4年生社会科副読本「美しい富山」作成などの環境教育に活用する。	30		環境センター管理課
39	(新規事業) ごみ減量化・資源化推進事業費 (環境教育推進事業費)	小学校4年生社会科副読本「美しい富山」に、海洋ごみ問題のページを追加する等リニューアルし、環境教育の充実を図る。	4,553		環境センター管理課
40	地域環境美化推進事業費	各町内会が管理するごみ集積場の新設・改修等について助成を行い、ごみ集積場の利便性の向上を図る。ふるさと富山美化大作戦をはじめとする環境美化活動を支援するとともに、中心市街地における鳥の糞害対策(歩道の清掃等)を行う。また、美化推進巡視員を委嘱し、まちの環境を保全する。	12,794	12,456	環境センター管理課
41	つばき園費 (浄化槽汚泥前処理施設整備事業費)	本市の浄化槽汚泥処理施設であるつばき園の維持管理及び改修業務を実施する。 ・つばき園改修業務 (R6~8年度継続事業)	144,301	243,038	環境センター管理課

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (05) 労働費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	勤労者雇用対策費 (ひとり親雇用奨励金、障害者雇用奨励金、シニア雇用促進奨励金)	就職困難者の雇用の促進と安定を図り、多様な人材が活躍できる社会を実現するため、ひとり親家庭の父母や障害者を国の助成金の受給満了後も引き続き雇用している事業主に雇用奨励金を交付する。また、66歳以上の高齢者を週20時間未満で雇用した事業主に奨励金を交付する。 (1)勤労者雇用推進事業費 ・ひとり親雇用奨励金 交付期間2年 週30時間以上労働者 月額12,000円 週20～30時間労働者 月額 8,000円 ・ひとり親トライアル雇用奨励金 週20時間未満労働者 上限50,000円 (2)障害者雇用推進事業費 ・障害者雇用奨励金 交付期間2年 週30時間以上労働者 月額17,000円 週20～30時間労働者 月額12,000円 (3)高年齢者雇用推進事業費 ・30,000円 (年度内に1回限り)	7,422	10,877	商工労政課
2	勤労者雇用対策費 (若年者就職支援事業費)	若者のUIJターン就職を促進し、市内企業の雇用の安定を図るため、就職を希望する県内外の大学生を対象に「合同企業説明会」を実施する。 ・合同企業説明会 2回 (8月、3月) ※富山広域連携中枢都市圏の連携事業として実施  合同企業説明会において、県外大学生の参加を促進するため、住所地から会場までを往復する交通費の一部を助成する。	7,891	6,935	商工労政課
3	勤労者雇用対策費 (無料職業紹介事業費)	庁内に無料職業紹介所を設置し、ワンストップサービスによる職業紹介や就労相談を実施することで、求職者の就労機会の増加を図る。	7,844	7,822	商工労政課
4	勤労者雇用対策費 (UIJターン就職意識醸成事業費)	富山の特徴や住み良さを知り、本市で就職する契機となるよう、県内大学や首都圏の大学等と連携してイベントを実施する。	1,424	1,880	商工労政課
5	勤労総合福祉センター事業費	勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、雇用の促進と安定に資するために設置された(一財)富山勤労総合福祉センターへの支援を行う。 ・とやま自遊館 ・呉羽ハイツ	536,810	468,158	商工労政課
6	富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金貸付事業費	修学の意欲と能力を有する就業中の市民に対し、働きながら大学等で学ぶ費用の一部を貸与し、また、卒業後、市内企業等で一定期間就労した場合に、返済を免除する奨学金制度により、本市の人材育成及び産業の活性化を図る。	3,242	2,989	職業訓練センター

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計

### (06) 農林水産業費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	農業振興対策事業費 (地場もん屋運営事業費)	地産地消を通じて地域農業を活性化するため、市域の特色ある地場農林水産物の販売促進等を中心市街地で行っている「地場もん屋」の運営を支援する。	10,801	15,471	農政企画課
2	農業者育成対策事業費 (若い農業者育成活動促進事業費)	新規就農希望者に対し、就農や研修などの取組を支援し、若い担い手を確保・育成する。	85,422	98,911	農政企画課
3	担い手総合支援事業費 (「目指せ担い手」農地集積促進事業費)	農地中間管理機構を通して農地を借り受け、経営規模を拡大する農業経営体を支援し、担い手への農地の集積・集約化を図る。	3,705	5,040	農政企画課
4	担い手総合支援事業費 (農地利用集積事業費)	農地中間管理機構に農地の貸付を行った地域や貸付に伴って離農する者等を支援し、農地の集積・集約化を図る。	7,046	18,610	農政企画課
5	担い手総合支援事業費 (地域農業を担う企業参入推進事業費)	企業等の農業参入を推進するため、農業に常時従事する新規雇用者の創出に関する経費や、農業経営に必要な農業機械又は農業用施設の導入に係る経費を支援し、経営開始時の負担の軽減を図る。 また、農福連携セミナーを県と共同開催し、農福連携の周知・啓発を図る。	2,052	2,052	農政企画課
6	(拡充事業) 担い手総合支援事業費 (支援協議会活動事業費)	富山市担い手育成総合支援協議会を通じて、担い手の育成・確保の継続的な取組を実施する。また、地域の農業者の話し合いにより将来の地域農業の方針を定める人・農地プランの継続的な取組と地域計画の策定を行う。	13,317	2,380	農政企画課 農業振興課
7	スマート農林水産業事業費 (スマート農業事業費)	ロボット技術やICTなどの先端技術を活用し、農作業における省力化・軽労化に向けた実証を行う。	3,887	4,075	農政企画課
8	スマート農林水産業事業費 (スマート果樹事業費)	ICTやロボット技術を活用し、果樹栽培の効率化や高付加価値化に向けた実証を行う。	5,480	10,650	農政企画課
9	スマート農林水産業事業費 (スマート水産事業費)	ICT技術等を活用し、水橋地域におけるホタルイカ定置網漁における環境や、漁獲量など、漁の見える化等に向けた実証を行う。	15,791	16,162	農政企画課
10	農林水産物プロモーション推進事業費	市内農林水産物の知名度向上を目指し、国内外の多様な販路開拓や、市民への魅力発信など市内産農林水産物のプロモーションを行う。	12,500	7,250	農政企画課

一般会計

(06) 農林水産業費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
11	(拡充事業) 農業振興対策事業費 (有機農業取組拡大推進事業費)	国の「みどりの食料システム戦略」の目標である有機農業の取組面積拡大に対応するため、本市の基幹作物である水稻とこれまで特産化に取り組んできたエゴマを中心に有機栽培を拡大する「富山市有機農業実施計画」を推進する。	10,899	10,000	農業水産課
12	(新規事業) 農業振興対策事業費 (田んぼdeヒマワリ事業費)	本市の草花であるヒマワリで、夏場の良好な田園風景を創出する緑肥用ヒマワリの作付けを支援する。	5,000		農業水産課
13	集落営農促進対策事業費 (スマート農業機械導入支援事業費)	国・県事業の対象外となる農業者を対象に、農業用ドローンや後付け自動操舵システム、直進アシスト等のスマート農業機械の導入経費の一部を支援し、農作業による疲労の軽減、作業効率の向上、人手不足の解消を図り、新たな担い手の確保及び後継者の育成に繋げる。	4,000	8,000	農業水産課
14	園芸振興対策事業費 (花で潤う街「フローラルとやま」創出事業費)	日常生活の中で、花を贈ったり飾ったりするシーンを創出することにより、まちの魅力アップや親子の絆を深めるとともに、花きの消費拡大を図る。 ・がんばるママ・パパに「ありがとうと花束」事業 ・花トラム・花バス事業等	4,550	4,350	農業水産課
15	特産物開発育成対策事業費 (薬用植物振興対策事業費、特産物開発育成対策事業費)	薬用植物を本市の特産物として生産拡大するため取り組む農業者を支援する。また特産物の生産振興のため、農業用機械の導入に対し支援する。 ・薬用植物振興対策事業費 ・特産物開発育成対策事業費	2,050	2,732	農業水産課
16	沿岸漁業振興対策事業費 (とやまのお魚PR推進事業費)	「とやまの魚」の普及を推進するため、北陸新幹線沿線の海なし県等において「とやまの魚」のPR活動を展開する。	1,513	2,722	農業水産課
17	漁港管理費 (海岸保全施設整備事業費)	海岸の侵食や、堤防・消波堤等の損傷・老朽化が激しい水橋漁港海岸の海岸保全施設を整備する。 ・離岸堤新設工事等	153,144	142,661	農業水産課
18	林業振興対策事業費 (とやま森の四季彩フォト大賞開催事業費)	とやまの森里山の役割や美しさ、緑豊かな森林の環境を守ることの大切さ等を写真で表現するとともに、富山市の魅力を広く内外に発信するため、「とやま森の四季彩フォト大賞」を開催する(トリエンナーレ方式(3年に1回の開催)により次回はR7開催予定)。R6年度は第10回の開催準備年として、PR等を行う。	1,200	350	森林政策課
19	林業振興対策事業費 (地域材活用促進事業費)	新築、増築又はリフォームされる木造住宅の目に見える箇所に市内産材を使用される方に対して支援を行うことにより、市内産材の利用促進を図るとともに、市内産材を活用した木造建築の普及・啓発を推進する。	2,000	2,000	森林政策課

一般会計  
(06) 農林水産業費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
20	森林整備事業費	森林組合等が実施する人工林の計画的な間伐等の育林作業に対して支援し、効率的かつ安定的な森林整備・保全を促進する。 また、松くい虫による森林被害の防止対策を実施する。  ・森林環境保全整備事業 ・県単独森林整備事業 ・森林整備センター造林事業 ・森林病害虫対策事業	68,577	67,578	森林政策課
21	森林整備事業費 (水と緑の森づくり事業費)	水と緑の森づくり税により、里山林をはじめとする森林の多面的機能の高度発揮を図る。 ・里山再生整備事業 ・みどりの森再生事業 ・優良無花粉スギ植栽推進事業	42,471	37,559	森林政策課 農地林務課
22	林道事業費	人工林の間伐や木材搬出等の森林施業の効率化及び山村生活環境の改善等を図るため、林道網の整備を促進する。 ・県営林道事業 ・県単独林道事業	53,600	46,073	森林政策課 農地林務課
23	(拡充事業) 鳥獣対策費	有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、有害鳥獣対策を実施する。また、実施隊員の安全な活動を確保するための物品の購入や、熊対策活動支援補助金を見直し、対策を強化する。  ・鳥獣被害対策実施隊費 ・鳥獣被害防止総合対策事業補助金等 ・鳥獣被害状況調査等委託料 ・有害鳥獣焼却施設負担金 ・野生動物自動検出AI活用事業	76,844	61,294	森林政策課 農地林務課
24	森林経営管理事業費	森林経営管理法に基づき、適切に経営管理が行われていない森林を対象に、森林所有者に経営管理について意向調査を行い、その調査結果を基に、今後の経営管理の改善を図る。	14,520	12,816	森林政策課
25	農業環境対策費 (多面的機能支払交付金事業費)	農家による農地や農業用施設を保全する農地維持活動や、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い資源向上(共同活動)と、農道や水路施設の長寿命化を図る資源向上(長寿命化活動)に対する支援を行う。	498,325	489,371	農村整備課 農地林務課
26	農業環境対策費 (農村地域防災減災事業費)	人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池の調査や対策工事を行い、防災及び減災を図る。	10,000	10,000	農村整備課
27	小規模土地改良事業費 補助金	土地改良区等が行う、国の事業に採択されない小規模な農業生産基盤や農村環境の整備及び、用排水量の調整や排水能力の向上などにより、豪雨による浸水対策の効果を伴う農業用施設の整備等に補助金を交付する。 ・小規模土地改良事業 ・農業用施設浸水被害対策事業	88,616	65,116	農村整備課 農地林務課

一般会計

(06) 農林水産業費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
28	土地改良事業費補助金	農業農村整備事業及び農村環境の総合整備を図るため、県や土地改良区等が行う事業に対し、負担金・補助金を交付する。 ・県営土地改良事業負担金 ・県営土地改良事業補助金 ・中山間地域農業水源確保支援 ・スマート水路普及支援補助金 ・土地改良区体制強化補助金 ・その他負担金・補助金	397,283	474,297	農村整備課 農地林務課
29	団体営土地改良事業費補助金	土地改良区が行う、国の補助事業を活用した農業基盤整備に対し、補助金を交付する。	38,851	43,358	農村整備課 農地林務課
30	国営土地改良事業費補助金	国が行う農業農村整備事業に要する経費等に対し、負担金等を支出する。	49,918	46,567	国営農地再編整備推進室
31	国営土地改良事業費補助金 (スマート農業等基盤整備推進事業費)	国営農地整備事業等が実施される水橋地区を「スマート農業」のモデル地区とし、スマート農業の導入に必要なローカル5Gや地域BWA、RTK基地局等の情報通信環境の整備等やスマート農業の普及啓発を図る。	27,890	3,490	国営農地再編整備推進室
32	(新規事業) 国営土地改良事業費補助金 (未来の農業担い手育成プロジェクト事業費)	水橋地区の4小学校において、スマート農業を導入する国営農地再編整備事業(次世代農業促進型)「水橋地区」に関する授業を実施する。	890		国営農地再編整備推進室
33	(拡充事業) 都市農山漁村交流促進対策事業費	農村漁村地域の特性を生かし、都市との交流を促進することにより、農村漁村地域の活性化を図る。	350	50	農業振興課
34	山村振興対策事業費 (中山間地域等農業活性化支援事業費)	農業生産活動を通じて中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を維持するため、集落協定組織に対して補助金を交付する。 ・とやま棚田保全事業 ・元気な中山間地域づくり支援事業	202,416	202,566	農業振興課
35	楽農学園事業費	「とやま楽農学園」を開講し、農業サポーターや自ら農業を行う人材の育成及び企業等の農業参入を支援し、多様な担い手の育成・確保を図る。	15,049	15,130	営農サポートセンター
36	農業委員会運営事務費 (地域計画策定事業費)	人・農地プランを地域計画として策定するとともに、将来の農地利用者を明確化した目標地図の表示が法定化されたことから、農地の利用意向を反映した目標地図の素案を作成する。	4,400	4,002	農業委員会事務局

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (07) 商工費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	経営改善指導費 (とやま経営実践塾開 催事業費)	本市経済の一翼を担う優秀な企業経営者の育成を図るため、市内の中小企業経営者及び幹部社員を対象として、シニア経営者の豊富な知識や経験を参考にしながら経営のノウハウを学ぶ「とやま経営実践塾」を開催する。	2,800	3,000	商工労政課
2	経営改善指導費 (小規模事業経営支援 事業補助金)	小規模事業者の経営力向上を目的として、商工会議所及び商工会が実施する小規模事業者への経営指導や、販路開拓、営業規模の拡大支援などの取組に対して、補助を行う。	89,000	89,767	商工労政課
3	商店街等活性化推進費 (商店街等活性化事業 補助金)	商店街の活性化を推進することを目的として、商店街団体等が開催する地域の特性あるイベントなどに対して補助を行う。	4,500	4,463	商工労政課
4	創業等支援事業費	地域産業が持続的に成長・発展を遂げるためには、イノベーションが不可欠であり、雇用の創出や地域経済の活性化の観点からも起業創業の支援が重要であることから、セミナーの開催、補助金の交付等により支援する。	4,636	4,806	商工労政課
5	(拡充事業) 商工業振興資金等貸付 事業費	中小企業者の事業資金調達の円滑化を図るため、融資のあっせんを行うとともに、借入金に係る利子の一部を助成する。 「設備投資支援資金」については、中小企業者の積極的な設備投資を支援するため、融資限度額を5千万円から1億円、利子助成率を1.2%から1.5%にそれぞれ拡充する期間をさらに1年間延長する。(拡充期間をR7年3月31日まで延長) また、「創業者支援資金」について、中小企業者の創業時の負担軽減や利便性向上のため、融資期間の上限を5年から10年に延長する。	226,463	202,542	商工労政課
6	緊急経営基盤安定資金 貸付事業費	長引く景気の停滞により売上が減少し、経営の健全化を必要とする中小企業者の返済負担を軽減させ、経営基盤の安定に資するため、借換資金などの融資のあっせんを行う。(取扱期間をR7年3月31日まで延長する。)	353,516	469,418	商工労政課
7	(新規事業) 中小企業育成事業費 (WRO開催支援事業 費)	R6年8月に本市で開催される「WORLD ROBOT OLYMPIAD 2024 Japan決勝大会in富山」を支援するため、負担金を拠出する。	1,000		企業立地課
8	(拡充事業) 企業団地促進費	市が管理している企業団地の良好な環境整備を図るため、保有する緑地や調整池の維持管理を行う。また、企業の防災力・事業継続力の向上を図るため、企業へのBCP策定等の普及啓発を行う。	55,508	43,145	企業立地課
9	企業誘致対策費	地域産業の活性化や雇用創出の拡大を図るため、企業団地のPR活動の実施や、企業その他各分野からの幅広い情報の収集等により、効果的な企業誘致を行う。	6,785	7,206	企業立地課



一般会計  
(07) 商工費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
10	企業立地奨励事業費	企業立地の促進と雇用の拡大を図るため、工場等の新増設経費などの一部を助成する。 ・商工業振興条例に基づく助成金 ・雇用創出企業立地助成金 ・物流業務施設立地助成金 ・中小企業集中投資促進助成金 ・民間研究所立地助成金 ・情報通信関連企業立地助成金	1,103,409	1,095,462	企業立地課
11	薬業振興事務費 (富山やくぜん普及推進事業費)	300年以上の歴史を有する「富山のくすり」の伝統を生かし、「くすりのまち富山」のイメージアップ並びに新たな魅力ある観光資源とするため、健康に良いとされる料理等を認定する「富山やくぜん」の普及・啓発を行う。	3,014	2,926	コンベンション・薬業物産課
12	薬業振興事務費 (薬業資料のデジタルアーカイブ化事業費)	売薬版画をはじめとする薬業資料のデジタルアーカイブ化を行い、くすり関連施設のコンテンツ作りや貴重な資料の散逸防止につなげるとともに、薬業振興とシビックプライドの醸成を図る。	2,654	3,480	コンベンション・薬業物産課
13	薬業振興事務費 (くすり関連施設整備事業費)	富山のくすりの歴史と文化、精神を継承し、薬都の未来を市民とともに創造する「くすり関連施設」の整備に向けて、民間活力導入可能性調査等を行う。	19,805		コンベンション・薬業物産課
14	薬業振興事業費 (医薬品宣伝対策費)	本市の伝統的地場産業である「富山のくすり」のさらなる振興を図り、県内外の観光客に広く周知するため、富山空港に宣伝物を掲示するほか、「富山くすりフェア」の開催や富山県薬業連合会が実施する県外でのPR事業等を支援する。	2,531	2,498	コンベンション・薬業物産課
15	(新規事業) 薬業振興事業費 (「くすりの富山」未来への架け橋事業費)	くすりに関係する夏休み自由研究のまとめ方支援などの小学生事業、富山大学薬学部でのセミナーなどの中高校生向けの事業、親子を対象とした富山やくぜん料理教室など、若い世代を対象とした「くすりの富山」の興味関心が高まる事業を実施し、未来の薬業界の人材確保につなげる。	1,000		コンベンション・薬業物産課
16	物産振興事業費	本市の物産品をPRし、販路拡大と知名度向上を図るため、首都圏などで物産展を開催するほか、海外見本市への出展に対し支援、国内外のバイヤーを対象とした展示会の出展に対し補助する。また、富山イタリアンに関するイベントを開催する。 ・富山ブランド市開催事業費 ・富山の物産海外展示会出展支援事業費 ・富山の食材を活用した富山駅周辺賑わいイベント開催事業	5,940	4,900	コンベンション・薬業物産課
17	デザイン振興事業費 (富山デザインフェア事業費)	市民や企業にデザインへの理解を深めてもらうため、優れた商業デザインや広告デザインの作品展示を行うとともに、次世代を担う若手デザイナーの育成を図るため、デザインセミナーなどを実施する。	1,869	1,869	コンベンション・薬業物産課
18	デザイン振興事業費	デザインの振興とイベントの効果的なPRのため、デザイン性に優れたポスターを選定し、城址公園や主要交差点などのまちなかに掲出する。 ・ポスターコーディネート事業費 ・グラフィックデザイン推進事業費	3,908	3,875	コンベンション・薬業物産課

一般会計  
(07) 商工費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
19	岩瀬カナル会館事業費	地域経済の活性化を図るため、海洋観光と地域交流の拠点となる岩瀬カナル会館に運営補助金を交付する。	32,971	30,600	コンベンション・薬業物産課
20	コンベンション推進事業費 (富山国際会議場関係費)	国内外からの交流人口拡大を図り、地域経済の振興を続けるため、本市のコンベンション推進の核となる富山国際会議場の管理運営を行う。	347,560	355,032	コンベンション・薬業物産課
21	(拡充事業) コンベンション推進事業費 (コンベンション等誘致推進事業費)	交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、各種団体が誘致・実施するコンベンション等に対して補助を行うことにより、コンベンション及び合宿等の誘致を推進するほか、合宿や大会等参加者が富山ならではの体験活動を行った際に、その費用の一部を補助する。 ・コンベンション開催事業補助金 ・スポーツ大会等開催事業補助金 ・企業コンベンション開催事業補助金 ・合宿誘致事業補助金 ・(新規)体験プログラム補助金 ・(新規)文化・スポーツ大会・合宿等誘致奨励金	57,749	52,683	コンベンション・薬業物産課
22	観光振興事務費 観光客誘致宣伝費 (富山市観光協会運営事業費)	観光客の誘致及び受入体制の強化を図るため、富山市観光協会の運営や事業等に対して補助等を行う。 (1)観光協会職員、富山市まちなか観光案内所職員の人件費等に対して、補助を行う。 (2)市内の観光資源を巡る定期観光バス運行に対し補助を行う。 (3)観光客の回遊性向上を図るため、富山市観光協会が運営する観光案内業務や騎乗体験事業等に対し支援する。	50,852	47,474	観光政策課
23	観光客誘致宣伝費 (地域交通利用促進事業費)	観光客の利便性向上と、滞在型観光を促進するため、市内に宿泊する日本人及び外国人観光客に対し、路面電車の割引または無料利用券を配布する。	16,875	14,185	観光政策課
24	観光客誘致宣伝費 (水辺空間賑わい創出事業費)	富岩運河環水公園から富岩運河を通り岩瀬まで富岩水上ラインを運航することにより、観光客誘致を図る。	21,014	21,705	観光政策課
25	観光客誘致宣伝費 (稼げる観光推進事業費)	観光地としての魅力を高めるため、高付加価値な観光商品造成に継続して取り組むとともに、造成した商品をトラベルエージェントへプロモーションを行うことで、販路整備及び認知度向上を図る。	4,500	6,300	観光政策課
26	観光客誘致宣伝費 (観光マップDX事業費)	観光客の利便性向上と、観光施設や飲食店への誘客のほか、利用データの観光施策への活用を図るため、これまで紙媒体で配付していた観光ガイドマップや、飲食店の紹介冊子をデジタル化により統合し、ウェブ上のイラストマップとして閲覧できるようにする。	6,702	8,000	観光政策課
27	観光客誘致宣伝費 (北陸DC開催に伴う北陸3都市連携強化事業費)	北陸新幹線延伸や北陸デスティネーションキャンペーン(DC)の機会を最大限に生かすため、市内関連事業者及び北陸3県の主要都市と連携を図り、情報交換や連携PRイベントなどを実施する。	5,125	4,729	観光政策課
28	観光客誘致宣伝費 (すしのまち富山ブランド化事業費)	観光の目的地として選ばれるよう、新鮮で多彩な海の幸をネタにした寿司が味わえる本市の魅力について、「すしのまちとやま」としてプロモーションを行うことで、認知度向上やブランド化を図る。	6,540	5,000	観光政策課

一般会計  
(07) 商工費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
29	(新規事業) 観光客誘致宣伝費 (すしトラム運行事業費)	富山のすしをPRする事業の一環として、セントラムやポートラムに寿司(すし・すし屋を連想させるイメージ等)のラッピングを行う。	2,500		観光政策課
30	(新規事業) 観光客誘致宣伝費 (電動キックボードレンタル事業費)	電動キックボードのレンタル事業により、観光客の移動手段として、八尾地域での周遊観光につながるか検証する社会実験を支援する。	2,500		観光政策課
31	観光施設費 (大山観光開発㈱貸付金)	大山観光開発㈱の経営を支援するため、短期貸付を行う。	480,000	510,000	観光政策課
32	観光施設費 (立山山麓スキー場整備事業費)	安全かつ魅力あるスキー場運営のため、極楽坂及びびらいちょうバレーエリアの施設整備に対して補助を行う。	66,680	40,680	観光政策課
33	観光施設費 (山田地域観光施設利活用事業費)	牛岳温泉スキー場及び周辺施設について、多くの観光客に訪れてもらえるよう、新たな施設整備や既存施設との連携策等、持続可能な運営方法を導入するための条件整理と事業者公募を行う。	13,771	17,000	観光政策課
34	観光行事費 (全日本チンドンコンクール開催事業費)	とやまの春の風物詩「全日本チンドンコンクール」を開催し、県内外から観光客を誘致する。 ・期間 R6年4月5日(金)～7日(日) ・場所 富山県民会館等	23,000	21,000	観光政策課
35	観光行事費 (富山まつり開催事業費)	富山城址公園及び城址大通りを中心に、「富山のよさこい祭り」や「越中おわら節全国大会」、「星空バザール」など市民参加型のまつりを開催し、市内中心地の賑わいを創出する。 ・期間 R6年9月21日(土)～22日(日) ・場所 城址公園・城址大通り等	18,000	24,500	観光政策課
36	観光行事費 (おわら風の盆事業費)	越中八尾の伝統行事であり重要な観光資源でもある「おわら風の盆」の円滑な運営のため、「おわら風の盆行事運営委員会」に対して支援を行う。 「おわら風の盆」 ・期間 R6年9月1日(日)～3日(火)	15,000	17,800	観光政策課
37	広域観光推進事業費 (連携中枢都市圏滞在型観光連携事業費)	連携中枢都市圏内の交流人口の増加を図るため、滞在型周遊ルートのPRや合同プロモーションを連携して行う。	1,618	100	観光政策課
38	国際観光費 (ガストロノミーツーリズム誘致推進事業費)	金沢市と連携し、プライベートジェット機で富山空港を利用する超富裕層を誘客する。 ・旅行代理店等へのファムツアーやマーケティングセールスの実施 ・両市の食文化や観光地に精通したガイド人材を増やし、受入体制強化を図るためのガイド研修の実施	2,528	2,000	観光政策課

一般会計  
(07) 商工費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
39	(拡充事業) 立山山麓活性化事業費	立山山麓のグリーンシーズンにおける誘客と活性化を図るため、各種イベント等に対し支援する。 また、地元の「立山山麓旅館組合」や「立山山麓観光レクリエーション地区整備推進協議会」との連携を強化する。 ・(新規)立山山麓グリーンシーズン活性化推進事業補助金	26,228	18,861	観光政策課

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	都市計画事務費	本市の都市計画に関する基本的な方針である「富山市都市マスタープラン」がR7年に目標年次を迎えることから、次期計画の策定に向けた地域別構想の作成を行う。	14,391	15,552	都市計画課
2	都市政策事業費	公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現に向けて、人口分布や動態などの必要な調査・分析を進めるとともに、地域拠点や郊外部において、市民や民間事業者等との協働によるまちづくりの取り組みを推進する。	11,220	14,873	都市計画課
3	地域拠点整備事業費	鉄道駅周辺等において、拠点の活性化や住環境の向上を図るため、駅周辺のあり方を検討するとともに、地域住民が主体となったまちづくり活動への支援を行う。	4,300	139,209	都市計画課
4	集約都市形成支援事業費	公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、富山市立地適正化計画に基づき、施策等を展開し、居住や都市機能の誘導を図る。 ・都市機能立地促進事業補助金	100,000	539	都市計画課
5	(新規事業) 集約都市形成支援事業費 (多様で柔軟な市街地整備手法検討事業費)	コンパクトなまちづくりの推進に向けて、居住誘導区域内の既成市街地への居住を誘導するため、市街地の整備手法や支援制度の検討を行う。	5,000	6,495	都市計画課
6	都市景観事業費 (景観まちづくり推進事業費)	市民が主体となった景観まちづくり活動を推進するため、市民団体等が行う景観まちづくり活動等への支援を実施する。また、市民意識の醸成を図るため、景観フォーラムや、小学生を対象とした景観学習を行うなど、景観まちづくりの推進に取り組む。	3,508	5,965	景観政策課
7	都市景観事業費 (屋外広告物適正化事業費)	良好な景観形成、風致維持及び公衆への危害防止を目的として、違法屋外広告物等に対して是正指導を行うとともに、改修や撤去に要する工事費の一部を補助する。	3,128	3,037	景観政策課
8	(拡充事業) 自転車対策事業費 (自転車利用環境整備事業費)	自転車利用環境整備計画に基づき、自転車マーク等により自転車の走行位置を明示するとともに、新たに富山駅から最寄りのサイクリングコースまで、ナビゲーターラインを整備し、安全で快適に自転車を利用できる環境づくりを行う。	11,638	3,400	交通政策課
9	公共交通活性化推進事業費 (公共交通利用促進啓発事業費)	自動車の使い方を見直し、公共交通への自発的な転換を促すため、メディアを活用した情報発信や、イベントを活用した利用啓発及び企業や学校を対象としたモビリティ・マネジメント事業を多角的に実施する。 ・「とやまレールライフプロジェクト」関連事業 ・のりもの語り教育推進事業 ・公共交通利用促進イベント事業（とやまレールライフフェスタ）	1,848	1,921	交通政策課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
10	(拡充事業) 公共交通活性化推進事業費 (親子でおでかけ事業費)	児童期から公共交通に親しむ意識を育むため、小学校、特別支援学校の児童に、公共交通機関の無料乗車券付きのチラシを配布する。新たに西部の6市と連携し、県内全域で公共交通機関を利用する機会を創出する。	646	646	交通政策課
11	公共交通活性化推進事業費 (高山本線活性化事業費)	重要な公共交通軸の1つであるJR高山本線において、高山本線ブラッシュアップ基本計画に掲げた施策を推進し、持続可能な公共交通を実現する。 ・増便運行 ・シニアおでかけきっぷの販売	38,301	45,562	交通政策課
12	(新規事業) 公共交通活性化推進事業費 (西富山駅アクセス改善事業費)	西富山駅において、西側からのアクセスも可能とすることで、鉄道の利用圏域の拡大を図り、利便性の向上を図る。	9,795		交通政策課
13	(新規事業) 公共交通活性化推進事業費 (高山本線90周年記念事業費)	JR高山本線が、全線開通90周年を迎えることから、記念事業を実施し、沿線住民のマイレール意識の向上を図り、利用者の増加につなげる。	500		交通政策課
14	公共交通活性化推進事業費 (鉄軌道活性化補助事業費)	富山地方鉄道㈱が行う設備の更新等を支援し、鉄道の安全性や利便性の向上を図る。 ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（レール、枕木等の更新、軌道線路盤改良等） ・老朽化対策事業（橋梁）	97,018	747,614	交通政策課
15	公共交通活性化推進事業費 (鉄軌道活性化支援事業費)	本市の公共交通軸である鉄軌道について、交通事業者や沿線の利用促進団体と連携して活性化を図る。	430	367	交通政策課
16	(拡充) 公共交通活性化推進事業費 (北陸新幹線等事業費)	北陸新幹線の大阪までの全線整備に向けた要望活動及び並行在来線の経営安定化を図る。 ・北陸新幹線建設促進活動事業 ・並行在来線経営安定基金負担金 ・（新規）北陸新幹線関係都市連絡協議会会長市事業	79,953	78,860	交通政策課
17	公共交通活性化推進事業費 (グリーンスローモビリティ運行事業費)	富山駅北地区での運行を支援するとともに、ランドカータイプの車両を用いて、郊外部や住宅地での活用可能性を検証する。	6,385	16,859	交通政策課
18	(新規事業) 公共交通活性化推進事業費 (幹線バス活性化事業費)	路線バスの満足度が低いことや、運転手不足により現状の路線を維持することが困難な状況が想定されることから、利用者の利便性向上などに向けた新たな施策を検討し、路線バスを活性化する。	3,000		交通政策課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
19	(拡充事業) 生活交通対策事業費 (市営コミュニティバス等運行事業費)	公共交通空白地域における交通手段確保のため、大山、八尾、山田地域においてコミュニティバスを運行する。 ・大山コミュニティバス事業費 ・八尾コミュニティバス事業費 ・山田コミュニティバス事業費  公共交通空白地域における高齢者の移動手段の確保のため、大沢野地域内においてAIオンデマンドを活用した乗合タクシーを運行する。 ・大沢野シルバータクシー運行事業費	166,421	136,407	交通政策課
20	(拡充事業) 生活交通対策事業費 (生活バス維持補助事業費)	(1) 中心市街地の利便性や回遊性の向上のため、中心市街地でコミュニティバスを運行する事業者に対し支援を行う。 ・まいどはやバス運行補助事業  (2) 生活交通の維持・確保をするため、地域等がコミュニティバスを運行する事業者に対し支援を行う。 ・呉羽地域自主運行バス補助事業 ・富山港線フィーダーバス補助事業 ・水橋地域自主運行バス補助事業 ・婦中地域自主運行バス補助事業 ・堀川南地域自主運行バス補助事業 ・(新規) 上条地域自主運行バス事業  (3) 民間既存バス路線の維持を図るため、赤字路線バスに対し、国、県とともに支援を行う。	306,263	255,973	交通政策課
21	生活交通対策事業費 (デジタルサイネージ設置事業費)	とやまロケーションシステムのデジタル技術を活用し、バス利用者のさらなる利便性の向上を図るため、富山駅南口8番乗り場と市民病院のバス乗り場等にデジタルサイネージを設置する。	3,545	3,000	交通政策課
22	(拡充事業) 生活交通対策事業費 (AIオンデマンド交通システム事業費)	郊外や中山間地域の将来に向けた持続可能な移動手段を確保するため、大山地域で実施している「AIオンデマンド交通システム」を本格運行とし、上滝・月岡地区で新たにバス停を12箇所設置し、更なる利便性向上を図る。	4,453	9,408	交通政策課
23	生活交通対策事業費 (自動運転実証実験事業費)	婦中地域で実施した自動運転実証実験の効果検証を踏まえ、新たに路車協調システムを導入するとともに、ルートや車両などを一部変更した実証実験を実施し、持続可能な公共交通サービスの確保を目指す。	141,366	150,953	交通政策課
24	(新規事業) 生活交通対策事業費 (EVバス導入事業費)	将来に向けて持続可能な公共交通を維持するとともに、新型車両導入による利便性向上を図るため、環境負荷の少ない電気バスを導入する。	72,588		交通政策課
25	(新規事業) 生活交通対策事業費 (コミュニティバス利用促進事業費)	市営コミュニティバスや地域自主コミュニティバスにおいて、小中学生の運賃を無料とし、車両に無料化のPRステッカーを貼り付け、利用促進を図る。 また、収益性の向上や貨物運送事業者のドライバー不足の解消を目的に貨客混載の実証実験を行う。	900		交通政策課
26	路面電車事業費	路面電車の安全性と定時運行を確保する観点から、軌道区間の施設の維持管理を行うとともに、鉄道区間の施設の維持管理等に対して支援を行う。	142,983	183,773	交通政策課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
27	(新規事業) 路面電車事業費 (路面電車利用環境改善事業費)	富山駅停留場における乗降時間の短縮を図り、定時制を確保するため、後方扉からも降車できるように、ICカード地上機(運賃箱)を設置する。	10,000		交通政策課
28	LRTネットワーク形成 事業費	富山地方鉄道(不)二越・上滝線への市内電車乗入れについて、技術的課題に関する情報収集や調査を実施するとともに、既存鉄道の利用底上げに関する方策について検討を行う。	49	46	交通政策課
29	富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業費	北陸新幹線整備を契機とした富山駅周辺地区南北一体的なまちづくりを図る。 (1)富山駅付近の連続立体交差事業の推進に協力する。 (2)自由通路及び駅前広場等の富山駅周辺公共施設の管理運営等を行う。	751,103	1,005,672	富山駅周辺地区整備課
30	富山駅周辺地区土地区画整理事業費	北陸新幹線整備及び在来線の高架化に併せ、駅前広場や都市計画道路の都市基盤整備等を目的とした土地区画整理事業を行う。 富山駅横断東線の整備工事を行う。  (施行期間) H18年度～R10年度 (施行面積) 約10.4ha (総事業費) 14,500,000千円 (R4年度末進捗率) 90.56% (R5年度末進捗率(見込)) 90.69%	72,889	20,997	富山駅周辺地区整備課
31	都市政策事業費 (歩くライフスタイル推進事業費)	人口減少、高齢化が進展する中、全ての世代がいつまでも幸福に暮らせる、活力あるまちづくりを実現するため、車に依存したライフスタイルから歩いて暮らすライフスタイルへの転換を促す。	12,922	10,894	まちづくり推進課
32	都市政策事業費 (AIカメラ等によるスマートプランニング事業費)	富山駅周辺エリアや中心商店街エリアに設置したAIカメラにより、歩行者の通行量や性別、年齢等のデータ収集を行い、そのデータを解析することで、まちの活性化度合いの把握、中心市街地活性化施策の効果検証を行うとともに、データの見える化等により、市民・民間企業とデータの分析結果を共有することで、新たな取り組みや官民共創事業へとつなげる。	18,675	6,706	まちづくり推進課
33	まちなか再生推進事業費 (中央通りD北地区市街地再開発事業費)	市街地再開発事業において、居住施設、スポーツ交流施設、商業施設、業務施設等の複合施設の整備に対して支援することにより、賑わいの創出と中心市街地の活性化を図る。 ・中央通りD北地区市街地再開発組合が行う施設建築物工事費及び現場監理費の一部に対する補助	1,908,735	633,400	まちづくり推進課
34	中心市街地活性化事業費 (おでかけ定期券事業費)	公共交通を利用し、高齢者のまちなかへの来街の機会を増やすことで、中心市街地の活性化を図ることを目的として、市内在住の65歳以上の方が、市内各地から中心市街地へ出かける際の公共交通機関の運賃を100円とする。  ・おでかけバス事業 ・おでかけ電車事業 ・おでかけ市内電車事業	126,104	125,589	まちづくり推進課



一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
35	中心市街地活性化事業費 (高齢社会における交通と健康モニタリング調査事業費)	「第Ⅱ期 交通と健康モニタリング調査」の完結に向け、「とほ活アプリを用いた交通と健康の『見える化』事業」の実践として、機能改修した歩数などの交通行動指標と身長・体重など、取得したデータの「見える化」機能を活用した相関関係の分析調査を行う。	10,459	10,719	まちづくり推進課
36	中心市街地活性化事業費 (交通空間賑わい実証事業費)	大手モールにおける賑わい創出について、地元や関係機関と連携しながら、イベント時にあわせたトランジットモールを実施する。	6,200	4,650	まちづくり推進課
37	まちなか居住推進事業費	「まちなか」で一定水準以上の住宅の取得者等へ支援し、定住人口の増加を図るとともに、魅力あふれるコンパクトなまちづくりを推進する。 ・住宅取得補助 ・住宅家賃補助 ・リフォーム補助 ・マルチハビテーション補助	57,481	42,006	居住対策課
38	公共交通沿線居住推進事業費	「公共交通沿線居住推進地区」で一定水準以上の住宅の取得者及び宅地開発を行う事業者等へ支援し、定住人口の増加を図るとともに、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 ・住宅取得補助 ・リフォーム補助 ・ひとり親家庭等家賃補助 ・共同住宅建設補助 ・宅地整備補助	39,393	152,490	居住対策課
39	住宅政策推進事業費 (木造住宅耐震改修等支援事業費)	過去の地震において、現行の耐震性能を満たしていない木造住宅に甚大な被害が生じていることから、災害に強いまちづくりの推進を図るため、木造住宅の耐震改修工事の必要性について周知・啓発を行い、一戸建て木造住宅の所有者が実施する耐震改修に対し、費用の一部を補助する。また、危険なブロック塀等の建替えや撤去費用の一部についても補助を実施する。	17,537	17,768	居住対策課
40	住宅政策推進事業費 (アスベスト除去等支援事業費)	建築物の安全性の向上を促進するため、建築材料のアスベスト除去等に係る費用の一部を補助する。	30,000	30,000	居住対策課
41	(拡充事業) 住宅政策推進事業費 (空き家対策推進事業費)	市内でも増加傾向にあり、周辺の住環境への影響がある「空き家」の対策を推進する。 ・空き家等対策推進協議会の運営 ・空き家対策官民連絡会議の運営 ・空き家所有者等特定調査 ・財産管理人制度申立て ・特定空き家等の代執行 ・空き家再生等推進事業補助 ・空き家等対策相談支援事業補助 (新規)老朽危険空き家等除却事業補助	34,946	31,062	居住対策課
42	(新規事業) 住宅政策推進事業費 (空き家総合相談窓口運営事業費)	空家の発生や放置を未然に防止することを目的に、空家をどうしてよいか分からない市民からの相談をワンストップで受付けて解決支援を行う総合相談窓口を設置する。 また、「成果連動型民間委託契約方式(PFS)」により、相談窓口の受託業者による空家解消に向けた積極的な取組を促し、空家数の増加抑制を図る。	9,526		居住対策課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
43	道路計画事業費 (盛土等防災対策事業費)	盛土規制法に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域における危険な既存盛土を把握するため、既存盛土の分布調査を行う。	18,090	23,000	建設政策課
44	(新規事業) 道路計画事業費 (液状化対策検討事業費)	R6能登半島地震により、道路や宅地等における液状化の被害が顕著であった地域を対象に、液状化のリスクの調査や液状化対策を検討する。	24,000		建設政策課
45	市道整備事業費 (富山駅北地区活性化事業費)	路面電車南北接続を契機とし、ブルーバールエリアマネジメント富山と連携しながら、富山駅北地区における賑わいや、居心地よく歩きたくなる空間の創出を目指す。 ・親水広場再整備	200,063	338,000	道路整備課
46	市道整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線市道整備事業費 9路線</li> <li>・歩行者空間整備事業費 9路線</li> <li>・交通支障箇所改善事業費 9路線</li> <li>・安全施設整備事業費</li> <li style="padding-left: 20px;">予定件数：防護柵553m 道路反射鏡26基</li> <li>・生活道路整備事業費 38路線</li> <li>・リフレッシュ事業費 30路線</li> </ul>	904,985	799,257	道路整備課
47	街路整備事業費	都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に貢献することを目的として都市計画道路を整備する。 継続：7路線	216,020	328,700	道路整備課
48	道路景観形成事業費	まちの良好な景観と安全で快適な道路空間の創出を図るため、電線類の地中化を行う。 ・綾田北代線	32,272	61,500	道路整備課
49	道路維持管理費	安心・安全に市道を利用できるよう、道路の除草、暗渠清掃等を行い適切な道路維持管理に努めるほか、計画的に地下道ポンプ施設等の更新を行うことで更に適切な道路維持管理を推進する。	252,738	248,116	道路河川管理課
50	道路維持補修事業費	道路ストック（舗装など）の点検や、道路附属施設（標識、ガードレールなど）及び区画線の補修を行い、安全で快適な道路の機能確保を図る。 また、R4年度に導入した道路維持管理支援システムを用いることで、現場の修繕状況等を関係者がリアルタイムに共有し、情報の一元管理が可能となったことから、道路管理の効率化や修繕対応の迅速化等を進め、安全な道路交通の確保を図る。	182,928	172,995	道路河川管理課
51	雪対策事業費	降雪時における道路交通の確保と生活の安定を図るため、道路等の除排雪や消雪施設等の整備を行う。 ・除雪延長 L=2,081.4km ・除雪情報システム端末整備事業 1式 ・消雪施設等整備工事 1式 ・町内消雪設置工事（補助金）	1,755,848	1,640,142	道路河川管理課
52	リフレッシュ事業費	安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、老朽化した歩道を補修する。 また、浸水被害の軽減を図るため、老朽化した側溝を補修する。	306,100	341,100	道路河川管理課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
53	街路樹管理費	街路樹を適切に管理するため、ケヤキ等の混み入った枝を透かし、枯枝等による側溝・雨樋・交通・電線等への障害を防ぐほか、街路樹の詳細診断を行うことで、倒木被害を未然に防ぐなどの安全確保に努める。 富山駅北線（ブルーバール）及び県庁線において、ムクドリが嫌う周波数の音を発生する音波発生装置を設置する等の対策を行い、効果的なムクドリ対策に取り組む。 また、ブルーバール広場の再整備に伴う清掃などの維持管理業務を行う。	121,313	112,667	道路河川管理課
54	河川水路維持補修事業費	市が管理する河川や水路の維持管理を行うことで、浸水対策に取り組む。	101,059	94,337	道路河川管理課
55	河川水路整備事業費	市街地を流れる基幹河川である準用河川や都市基盤河川の治水機能の向上を図るとともに、市民生活に密接な地域内排水路や準用河川の老朽化対策、環境対策としての整備を行う。 ・河川 4箇所 ・排水路 2箇所	142,143	218,729	河川整備課
56	浸水対策事業費	排水路の改良や、バイパス及び調整池等の雨水流出抑制施設の整備など総合的な浸水対策を行い、浸水被害を解消する。また、ハード整備だけではなく、ソフト事業や民間による被害軽減対策等による総合的な治水対策も合わせて実施する。 ・排水路の整備 11箇所 ・調整池の整備 1箇所 ・浸水箇所被害軽減事業 7箇所 ・準用河川等浚渫業務 4箇所 ・グラウンド貯留施設整備 1箇所	268,825	235,728	河川整備課
57	火防水路改良事業費	老朽化の著しい都心部の火防水路を再生し、防災対策及び浸水対策としての機能向上を図る。 ・火防水路 2路線	55,500	97,500	河川整備課
58	急傾斜地崩壊対策事業費	土砂の崩壊による自然災害から市民の生命を守るため、崩壊等の危険性の高い急傾斜地について崩壊防止対策を行う。 また、住民が行う防災工事等を支援する。 ・急傾斜地 1地区 ・がけ地防災補助 1件	26,500	4,500	河川整備課
59	河川水路計画事業費 (浸水対策費)	浸水被害の軽減を図るため、水田貯留を引き続き推進する。	5,130	5,130	河川整備課
60	河川水路計画事業費 (土砂災害対策費)	土砂災害から市民の生命、財産を守るため、崩壊等の恐れのある箇所について周知を行う。 ・土砂災害ハザードマップ作成・配布	10,000	3,700	河川整備課
61	道路維持補修事業費 (トンネル等保全事業費)	個別施設計画に基づき、市道のトンネルや道路附属物等（シェッド、大型カルバート、門型標識、横断歩道橋）における計画的な点検と健全性の診断を行うとともに、各施設の利用形態を踏まえた「選択と集中」による措置と記録を的確に実施することにより、持続可能なマネジメントを推進し、強靱で安心・安全な道路環境の確保を目指す。	115,280	69,359	道路構造保全対策課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
62	橋りょう維持補修事業費	個別施設計画に基づき、市道の橋梁における計画的な点検と健全性の診断を行うとともに、各橋梁の利用形態を踏まえた「選択と集中」による措置と記録を的確に実施することにより、持続可能なマネジメントを推進し、強靱で安心・安全な道路環境の確保を目指す。	1,499,185	1,284,065	道路構造保全対策課
63	公園管理費 (鷹の橋撤去工事事業費)	架設から49年経過し、老朽化が著しい北陸自動車道の跨道橋「鷹の橋」を撤去する。	1,799,618		公園緑地課
64	公園整備事業費	都市公園は市民の憩いの場として、また、レクリエーション機能や生活環境保全機能を持つ公共施設として、都市生活に欠くことのできないものとなっており、快適な都市環境空間の充実を図るため整備する。  【総合公園】 ・呉羽丘陵フットパス（連絡橋周辺整備） 【地区公園】 ・山室二区公園（施設整備） 【公園施設長寿命化】 ・施設更新（市内各所）	440,131	748,002	公園緑地課
65	花と緑の推進事業費 (花でつなぐフラワーリング事業費)	・街路ハンギングバスケット事業 城址大通り、富山駅根塚線、市内電車環状線沿線、ブルーバールにハンギングバスケットを設置・管理する。 (190箇所) ・まちなか彩りハンギングバスケット事業 市庁舎前壁面等にハンギングバスケット等を設置・管理する。(16箇所) ・水辺を彩るフラワーハンギングバスケット事業 塩倉橋、安住橋にハンギングバスケットを設置・管理する。(8箇所) ・市民と広げるフラワーハンギングバスケット事業 市民によるハンギングバスケットサポーターが主体となりフラワーハンギングバスケットの植栽管理を実施する。サポーターを対象に植栽等の講習会を実施する。 (44箇所)	67,967	65,315	公園緑地課
66	花と緑の推進事業費 (緑化推進事業費)	市民グループの自発的な緑化活動や、緑を育てる推進員を中心とした地域活動を推進するため、推進員の研修や緑化啓発イベントの開催、地域花壇の造成改良、巡回指導などにより地域緑化活動を支援する。	27,691	27,155	公園緑地課
67	(新規事業) 花と緑の推進事業費 (ひまわりプロジェクト事業費)	神通川緑地に本市の草花であるヒマワリを植栽し、フォトスポット等の設置や花育イベントを実施する。	11,910		公園緑地課
68	(新規事業) ファミリーパーク費 (ファミリーパーク施設健全度調査等事業費)	ファミリーパークを持続的に運営していくため、施設の健全度調査等を行い、維持管理計画を策定し、計画的に修繕や更新を行う。	23,000		公園緑地課

一般会計  
(08) 土木費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
69	土木一般管理費 (市管理施設定期点検 事業費)	建築基準法に基づき「建築物」の定期点検を3年毎（H28年度より点検の範囲に特定天井を追加）に、「建築設備」の定期点検を1年毎に実施する。加えてH24年度から建築完成より10年超経過した建築物の外壁の全面診断による点検を実施する。また、R2年度から劣化状況調査を併せて実施。	83,000	73,000	営繕課

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (09) 消防費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	職員研修費 (救急高度化整備事業費)	救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成する。 ・R6年度 養成人員3名	6,808	6,978	消防局 総務課
2	(新規事業) 火災予防広報費 (五感で感じる住宅防火事業費)	模擬家屋を燃焼させる火災実験を行う小学生向け防火教室を開催する。	5,000		消防局 予防課
3	(新規事業) 消防活動費 (医療関係者間情報共有アプリ導入事業費)	救急隊と医療機関の連絡手段として、情報共有アプリを活用し、効率的な救急活動の実現を図る。	6,908		消防局 通信指令課
4	分団運営活動費 (消防団活性化事業費)	消防団の充実強化を図る。 ・活動服の更新 365着	4,887	5,695	消防局 総務課
5	(新規事業) 分団運営活動費 (消防団“押しゴト”紹介プロジェクト事業費)	消防団員の確保のため、消防団活動のフォトコンテストの開催や入賞作品を活用したPR活動を行う。	4,999		消防局 総務課
6	消防車両等整備事業費 (災害対応用資機材等整備事業費)	老朽化した石油コンビナート等のタンク火災対応車両の更新や消防艇の更新に向けた基本設計を行う。	190,147		消防局 警防課
7	消防車両等整備事業費 (消防車両等購入整備事業費)	老朽化した消防車両等の更新整備等を行う。 ・消防ポンプ自動車 1台 ・高規格救急自動車 2台 ・消防ポンプ自動車(非常備) 3台	149,951	193,457	消防局 警防課
8	消防車両等整備事業費 (消防活動用機械器具等維持管理事業費)	40mはしご車の分解整備を行い、使用時の安全性を維持する。	43,000	45,000	消防局 警防課
9	消防施設整備事業費 (富山消防署北部出張所改築事業費)	現庁舎の老朽化が著しく、防災拠点としての機能が低下していることから、改築を行う。 ・実施設計	24,275	2,900	消防局 総務課
10	消防施設整備事業費 (分団器具置場の改築事業費)	老朽化した分団器具置場を、防災資機材等を収納できる施設として建て替え、地域の防災力の向上を図る。 ・総曲輪分団の改築 R5・6年度の2か年事業(継続費) ・愛宕分団の改築 ・三郷分団の実施設計	153,102	53,215	消防局 総務課

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計 (10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	学びの多様化学校設置 検討事業費	不登校の児童生徒が増加する中、各々の実態に配慮した特別の教育課程を編成することのできる「学びの多様化学校」の設置を検討する。	5,939	7,880	教育総務課
2	元気な学校創造事業費 (小・中学校)	学校が自主的・活動的な創造性にあふれる学校運営を行うことを目的として、学校の裁量により、学校や地域の特色を生かした事業に取り組めるように支援する。	36,560	36,810	教育総務課
3	学校再編推進事業費	市立小・中学校の再編を着実に進めるため、再編対象校区を中心とした地域や保護者との意見交換を継続するとともに、学校再編の方向性を話し合う場としての「地域住民主体の協議会」設置・運営支援を行う。また、学校再編を全市的な機運として高めるための多様な媒体を活用した広報啓発に努める。	16,025	23,168	学校再編推進課
4	統合校の新設事業費 (小・中学校)	水橋地区における小学校5校・中学校2校を統合し、R8年4月の開校に向け、PFI手法により義務教育学校の整備を行う。また、児童生徒の通学の安全を確保するため、通学路の整備を行うとともに、持続可能な通学手段の確立に向けた調査研究を実施する。	194,808	55,216	学校再編推進課
5	長寿命化対策事業費 (小学校)	学校施設更新に係るコストを縮減しつつ、良好な教育環境を確保するため、建物の長寿命化改良工事を実施する。  ・熊野小学校長寿命化改良（その1）工事 （R5～R7年度継続事業） （全体計画） R5年度 実施設計 R5～R7年度 長寿命化改良工事  ・熊野小学校仮設校舎借上料  ・旧熊野幼稚園解体工事  ・大久保小学校長寿命化対策事業（その1）設計業務委託 （R5～R6年度 債務負担行為）	188,458	30,200	学校施設課
6	屋内運動場建設事業費 (中学校)	中学校屋内運動場について、改築を実施する。  ・山室中学校体育館改築工事 （R6～R7年度継続事業） （全体計画） R4～R5年度 実施設計 R6～R7年度 体育館改築工事 RC造一部SRC造平屋建  ・上滝中学校体育館改築工事 （R4～R6年度継続事業） （全体計画） R1年度 実施設計 R4～R6年度 改築工事 SRC造一部RC造2階建	1,117,752	295,596	学校施設課

一般会計  
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
7	長寿命化対策事業費 (中学校)	学校施設更新に係るコストを縮減しつつ、良好な教育環境を確保するため、建物の長寿命化改良工事を実施する。 ・東部中学校コンクリート劣化調査業務委託 ・東部中学校長寿命化対策事業(その1)設計業務委託(R6~R7年度 債務負担行為)	2,640		学校施設課
8	(拡充事業) 児童生徒指導対策事業費 (スクールソーシャルワーカー配置事業費)	スクールソーシャルワーカーをR6年度より1名増員し、13名の配置とし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒や保護者に対する支援を行う。	16,080	14,848	学校教育課
9	スクールカウンセラー配置事業費	児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助を行う。	3,783	3,781	学校教育課
10	スクールサポーター配置事業費	特別な配慮を要する児童生徒が通常の学級に在籍する学校や、特別支援学級の在籍者が多い学校について、学校生活や学習面において、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行う。R5年度に引き続き75名配置する。	130,030	104,603	学校教育課
11	(新規事業) 不登校児童・生徒相談支援事業費 (校内サポートルーム設置事業費)	自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境をつくることを目的として、小・中学校17校を対象に校内サポートルームを設置する。	17,887		学校教育課
12	(拡充事業) 部活動指導員配置事業費	中学校の部活動に関して技術的な指導を行う部活動指導員を配置する。R6年度より2名増員し、15名配置する。	6,752	6,485	学校教育課
13	主体性のある子どもの育成推進事業費 (イエナプラン的教育推進事業費)	イエナプラン教育の目標である「主体性」や「協調性」は本市の教育ビジョンと合致し、子どもたちの資質や能力を育むための重要な要素であることから、イエナプラン教育に関する調査研究を進めるとともに、学校関係者や保護者等に対して広く周知を図る。	310	7,953	学校教育課
14	(新規事業) 主体性のある子どもの育成推進事業費 (問題解決的な学習充実事業費)	小・中学校各1校を拠点として、対話的・主体的で深い学びを具現化する方法「アルバメソッド」を導入するとともに、児童生徒の心理的安全性を育む学級環境や、チーム学校としての体制づくりも視点に置き、教職員研修や訪問授業を行う。	360		学校教育課
15	(新規事業) イマージョン教育推進事業費	英語教育の強化を図るため、水橋地区の4小学校を対象に外国語を手段としてその他の教科を学習する教育方法「イマージョン教育」を導入する。	4,700		学校教育課



一般会計  
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
16	(新規事業) 就学援助事業費 (中学校) (部活動費支援事業費)	生徒の部活動への参加の機会を保障するため、活動の実施に必要な用具等の費用について援助を行う。	22,824		学校教育課
17	(新規事業) 学校保健事務費 (学校給食費負担軽減 事業補助金)	学校給食費の一部を市が補助することにより、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援する。 ※R5.5月補正事業	131,118		学校保健課
18	(新規事業) 学校保健事務費 (学校給食センター等 再編整備計画策定事業費)	安全安心な給食を安定的に提供するため、学校給食センターの老朽化に伴い明らかとなった課題を整理するとともに、市内給食調理場の配置、役割等を調査し、持続可能な給食調理場の再編整備を検討する。	8,086		学校保健課
19	学校保健運営事業費 (小児生活習慣病予防 対策事業費(すこやか 検診))	小児生活習慣病の症状のある子どもや、将来その病気になりやすい子どもを早期に発見し、元気と笑顔が輝く健康な子どもたちを育成するために検診を行う。 ・対象者 小学校4年生、中学校1年生 (前年度検診でA・要医療、B・経過観察判定を受けた児童生徒を含む) ・検診項目 血圧測定、腹囲測定、血液検査(総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GPT検査、貧血検査、中性脂肪検査、HbA1c)	25,718	25,902	学校保健課
20	学校保健運営事業費 (小児生活習慣病予防 対策事業費(すこやか 教室))	すこやか検診の結果から、小児生活習慣病の症状のある子どもや生活習慣病になりやすい子ども、その保護者を対象に、医師、栄養士による個別指導を実施する。	1,548	1,848	学校保健課
21	(新規事業) 学校保健運営事業費 (医療的ケア児受入体 制整備事業費)	医療的ケアが必要な児童生徒の教育を行う体制の充実を図るため、R5年度に策定するガイドラインに基づき、市立小・中学校での医療的ケア児の受入れを行う。	5,700		学校保健課
22	(拡充事業) 学校給食設備整備衛生 対策費 (小学校)	小学校の調理場において給食設備及び厨房機器の改善と衛生管理を図る。 令和6年度は、新たに親子調理方式の導入に伴う給食施設の改修等(宮野小学校・新保小学校)を行う。	82,728	12,597	学校保健課
23	生涯学習推進事業費 (子どもかがやき教室 事業費)	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校や社会教育施設を活用して子どもたちの居場所を確保し、地域全体が主体となって、放課後や学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や交流活動を実施する。	8,930	9,746	生涯学習課
24	ふるさとづくり推進事 業費	市立公民館を拠点とした、地域の特色を生かしたふるさとづくり活動を支援する。 ・ふるさとづくり推進会議運営委託(82地区) ・公民館ふるさと講座開催委託(82地区) ・地域づくりふれあい総合事業補助金(82地区) ・ふるさとづくり推進研修事業運営委託(11ブロック) ・ふるさと活性化事業補助金 ・社会教育団体補助金(富山市ふるさとづくり推進連絡協議会)	36,191	36,152	生涯学習課

一般会計  
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
25	文化財保護事業費 (文化遺産等保存活用 推進事業費)	岩瀬地区の文化財建造物をはじめとする文化遺産の活用 推進により、まちづくりや郷土の歴史教育、文化保全等 に資する。 ・富山市文化財保存活用地域計画策定事業(2年目/4カ 年) ・(重文)旧森家住宅耐震対策事業(2年目/3カ年) ・(重文)旧森家住宅防災設備設計業務委託 ・旧米田家住宅の維持管理等	24,369	20,538	生涯学習課
26	博物館等利用促進事業 費	県内の14市町村が連携して実施している「孫とおでかけ 支援事業」を広くPRするために、ポスター、チラシの作 成等を行う。	973	989	生涯学習課
27	公民館類似施設補助事 業費	地域の生涯学習活動を促進するため、自治公民館の建設 等に対して補助を行う。 ・新築・全面改築 5件 ・増改築 1件 ・修繕 25件	13,500	15,000	生涯学習課
28	公民館類似施設整備資 金貸付事業費	地域の生涯学習活動を促進するため、自治公民館の新 築・全面改築等に必要な資金の貸付を行う。 ・新築・全面改築 1件	6,000		生涯学習課
29	公民館建設事業費	生涯学習・地域活動の拠点となる市立公民館の施設整備 等を行う。 ・蜷川公民館改築工事等(R6・7年度の2か年事業(継続 費)) ・山室中部公民館実施設計等 ・旧細入公民館解体に係る諸作業 ・黒瀬谷公民館移転開設諸費	168,537	95,356	生涯学習課
30	展示開催事業費 (民俗民芸村)	郷土の民俗・民芸を中心に、歴史・文化・芸術に対する 理解を深めるため、各館で特別展・企画展等を行う。 ・民俗資料館 開館50周年記念特別展 1回 ・売薬資料館 企画展 3回 ・考古資料館 企画展 1回 ・陶芸館 企画展 1回 ・民芸館・民芸合掌館 企画展 1回 ・箕牛人記念美術館 館蔵品展 4回	3,900	3,900	民俗民芸村
31	文化財保護事業費 (安田城跡歴史の広場 再整備事業費)	著しく老朽化している安田城跡歴史の広場について、市 民に歴史学習や憩いの場を提供する史跡公園として適切 に維持管理するため、広場の再整備を行う。 ・堀の浚渫及び護岸改修工事 ・R7年度工事予定分の実施設計(堀の浚渫及び護岸改 修、土塁展示施設改修) ・新規に植栽するカキツバタの栽培及び植栽試験	68,794	55,850	埋蔵文化財 センター

一般会計  
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
32	研修事業費	豊かな人間性と優れた資質と能力、強い使命感を兼ね備えた教職員を養成するため、各年次に応じた体系的な教職員研修を実施するとともに、学び直しの研修の機会を提供する。 <主な研修> ・初任者・新規採用教員研修会 ・授業づくりに関する研修会 ・教師のリフレクション研修会 ・「特別の教科 道徳」指導に関する研修会 ・不登校等の対応に関する研修会 ・いじめに関する研修会 ・とやま教師塾	1,912	1,488	教育センター
33	(新規事業) 情報教育推進事業費 (教育DX推進事業費)	教育のDX推進に向け、教育DX政策監として外部人材を登用する。 ※R5.9月補正事業	6,834		教育センター
34	カウンセリング推進事業費	児童生徒やその保護者、教職員等を対象に充実した教育相談を行うために臨床心理士を3名配置する。	8,142	8,142	教育センター
35	(新規事業) カウンセリング推進事業費 (ICT子ども支援体制整備事業費)	悩みや不安を言い出しにくいと感じている児童生徒が一人1台端末からGoogleフォームを利用して申込みできる教育相談受付において、児童生徒の教育相談を充実するために、教育相談員を配置する。	2,806		教育センター
36	(新規事業) ICT活用推進事業費 (プログラミング機器特別整備事業費)	プログラミング教材「スフィロBOLT」を活用した巡回指導やコンテスト等を実施し、プログラミング教育の一層の推進を図る。	5,000		教育センター
37	総務学校管理事務費 (小・中学校)	情報及び情報教育に必要な教材教具の充足を図り、情報化時代に即応した心豊かな児童生徒の育成と特色ある学校づくり並びに教育の近代化に寄与することを目的とする。 ・教育ネットワークのクラウド化の実地検証・全体設計 ・教育ネットワーク・校務支援システムの延長	469,079	552,991	教育センター
38	蔵書充実事業費	図書の計画的、系統的な購入や貴重資料の管理を行い、魅力ある書架となるよう蔵書の充実を図る。	86,457	86,493	図書館
39	知を深める市民交流推進事業費	学習や暮らし、ビジネスに役立つ情報提供、市民の読書普及及び図書館の利用促進を図るため、図書館交流行事を開催する。 <行事内容> ・作家による講演会 ・絵本の原画展 ・作家によるワークショップや製本教室 ・本の読み聞かせ など	5,000	5,000	図書館
40	展示事業費 (科学博物館)	日頃は当たり前と感じている「重力」に着目した特別展を開催し、自然科学への市民の関心を高める。	6,090	6,759	科学博物館

一般会計  
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
41	科学博物館整備事業費 (展示更新事業費)	R5年度策定の展示更新計画に基づく第1期事業として、科学実験や科学解説イベント等に多目的に活用可能な「サイエンス・ラボ(仮称)」を新たに整備し、自然科学への関心を高める普及教育活動の充実を図る。	21,400	5,000	科学博物館
42	展示普及事業費 (郷土博物館)	郷土の歴史・文化・美術に関する特別展、企画展等を開催することで、歴史、文化への市民の理解を深めるとともに、文化の振興や文化財保護の普及を図る。	8,000	8,000	郷土博物館

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 一般会計

### (11) 災害復旧費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	農地農業用施設災害復旧事業費	暴風、豪雨、雪害等により被災した農地農業用施設を原形に復旧するもの。	1,713,561	18,000	農村整備課 農地林務課
2	道路橋りょう災害復旧事業費	R6年能登半島地震により被災した市道の復旧工事を実施する。	890,000		道路河川管理課
3	道路橋りょう災害復旧事業費	R6年能登半島地震により被災した塩倉橋の復旧工事を実施する。	120,000		道路構造保全対策課
4	公園施設災害復旧事業費	R5年7月大雨及びR6年能登半島地震により被災した公園施設の復旧工事を実施する。	280,000		公園緑地課

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 特別会計

### 公債管理

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借換債 1,519,692千円</li> <li>・一般会計繰入金 21,259,982千円 (元金、利子)</li> </ul>	22,779,674	22,433,262	財政課
2	(歳出総額) 公債費	一般会計の市債の償還事務を管理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期債償還元金 21,786,971千円 (うち借換債 1,519,692千円)</li> <li>・長期債償還利子 992,703千円</li> </ul>	22,779,674	22,433,262	財政課

### 駐車場事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場料金収入 295,928千円</li> <li>・行政財産目的外使用料 174千円</li> <li>・駐車場事業基金運用利子 159千円</li> </ul>	296,261	310,445	管財課
2	(歳出総額)		296,261	310,445	管財課
3	駐車場管理費	市営駐車場(4箇所)の維持管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総曲輪駐車場 普通自動車400台 バス4台</li> <li>・桜町駐車場 普通自動車293台</li> <li>・城址公園駐車場 普通自動車102台</li> <li>・富山駅北駐車場 普通自動車517台 バス16台</li> <li>・主な事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理委託料 119,691千円</li> <li>・駐車場出入口安全対策業務委託料 7,000千円</li> <li>・新紙幣対応精算機更新業務委託料 4,300千円</li> <li>・市営駐車場LED照明更新業務委託料 7,000千円</li> </ul> </li> </ul>	208,060	199,127	管財課
4	一般会計繰出金		88,201	111,318	管財課

### 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金元利収入 24,185千円</li> <li>・前年度繰越金 10,841千円</li> <li>・違約金 1千円</li> <li>・一般会計繰入金 12,244千円</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付事業債 15,424千円</li> </ul>	62,695	64,370	こども福祉課

2	(歳出総額) 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を支援し、あわせてその児童の福祉を増進するため、修学資金、住宅資金などを貸し付ける。 (貸付資金の種類 修学資金 外11資金) ・貸付金 58,163千円 ・事務費 4,532千円	62,695	64,370	こども福祉課
---	-------------------------------	--	--------	--------	--------

## 後期高齢者医療事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料 5,394,910千円</li> <li>・保険料還付金等 20,148千円</li> <li>・保健事業受託収入 7,427千円</li> <li>・一般会計繰入金 7,185,307千円</li> <li>事務費繰入金 457,582千円</li> <li>保険基盤安定繰入金 1,278,862千円</li> <li>療養給付費繰入金 5,448,863千円</li> </ul>	12,607,792	12,262,661	保険年金課
2	(歳出総額)		12,607,792	12,262,661	保険年金課
3	一般管理費	後期高齢者医療制度において市町村が行うこととされている、保険料賦課や医療給付に係る市民への窓口業務・申請受付業務などの一般事務を行う。	70,299	70,044	保険年金課
4	後期高齢者医療保健事業費	後期高齢者医療制度に関する健康診査業務を富山県後期高齢者医療広域連合より受託し実施する。	56,119	53,605	保険年金課
5	保険料徴収事務費	後期高齢者医療制度において、市町村が主体となつて行う保険料徴収に係る事務を行う。	22,301	20,937	保険年金課
6	後期高齢者医療広域連合納付金	徴収した保険料や、医療費の公費負担分等を富山県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支払う。	12,439,973	12,101,975	保険年金課
7	諸支出金等	過誤納還付金・還付加算金・予備費	19,100	16,100	保険年金課

## まちなか診療所事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療収入 81,756千円</li> <li>・介護収入 3,264千円</li> <li>・文書料 396千円</li> <li>・一般会計繰入金 43,114千円</li> <li>・諸収入 145千円</li> </ul>	128,675	129,475	まちなか総合ケアセンター
2	(歳出総額)		128,675	129,475	まちなか総合ケアセンター
3	一般管理費	訪問診療に特化した「まちなか診療所」を運営するために必要な施設維持管理費及び事務費	12,828	12,534	まちなか総合ケアセンター

4	医業費	訪問診療に特化した「まちなか診療所」の診療業務に係る事業費	17,089	20,558	まちなか総合ケアセンター
---	-----	-------------------------------	--------	--------	--------------

## 介護保険事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料 9,453,643千円</li> <li>・国庫支出金 9,805,561千円</li> <li>・県支出金 6,129,755千円</li> <li>・支払基金交付金 11,648,704千円</li> <li>・事業者指定手数料 1,600千円</li> <li>・第三者納付金等 20,537千円</li> <li>・繰入金 7,116,381千円               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費準備基金繰入金 527,383千円</li> <li>・一般会計繰入金 6,588,998千円</li> </ul> </li> <li>事務費分 797,111千円</li> <li>保険給付費分 5,234,347千円</li> <li>地域支援事業費分 167,780千円</li> <li>保険料軽減強化分 389,760千円</li> </ul>	44,176,181	44,872,767	長寿福祉課 介護保険課
2	(歳出総額)		44,176,181	44,872,767	長寿福祉課 介護保険課 まちなか総合ケアセンター
3	保険給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費 18,482,590千円</li> <li>・施設介護サービス費 13,859,942千円</li> <li>・介護予防サービス費 772,945千円</li> <li>・地域密着型介護サービス費 6,939,783千円</li> <li>・地域密着型介護予防サービス費 20,024千円</li> <li>・高額介護サービス費 1,069,025千円</li> <li>・特定入所者介護サービス費 698,282千円</li> <li>・審査支払手数料 47,186千円</li> </ul>	41,889,777	42,537,286	介護保険課
4	家族介護支援事業費	家族介護者へ訪問介護員を派遣し、介護技術を伝授する。また、家族介護者の交流を図り、心身の健康づくりを推進する。	580	580	介護保険課
5	介護予防訪問介護サービス事業費	旧介護予防訪問介護に相当するサービスを実施する。	162,464	172,776	介護保険課
6	介護予防通所介護サービス事業費	旧介護予防通所介護に相当するサービスを実施する。	832,628	860,930	介護保険課
7	住民主体型通所サービス事業費	地域住民等が主体となり実施する要支援者等を対象とした通いの場に対し助成を行う。	5,344	5,140	長寿福祉課
8	短期集中口腔ケアサービス事業費	口腔機能が低下している事業対象者等に対し、摂食・嚥下機能等の向上のための口腔ケアサービスを実施する。	443	443	長寿福祉課



9	介護予防教室事業費	事業対象者及び要支援者を対象に、生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを実施する。	24,058	23,806	長寿福祉課
10	運動器の機能向上訓練事業費（介護予防・生活支援サービス事業費）	事業対象者等に適切な運動手法に基づいたサービスを提供することにより、転倒骨折の防止及び加齢による運動器の機能低下の予防、改善を図る。	3,518	4,102	長寿福祉課
11	運動器の機能向上訓練事業費（一般介護予防事業費）	一般高齢者等に適切な運動手法に基づいたサービスを提供することにより、転倒骨折の防止及び加齢による運動器の機能低下の予防、改善を図る。また、市直営のパワーリハビリテーション教室の終了者を対象に、「継続者専用教室」を実施する。	30,428	27,894	長寿福祉課
12	在宅医療・介護連携推進事業費	地域の医療・介護サービス資源の把握及び課題の抽出と対応の協議等を行う。 また、地域住民への在宅医療・介護連携の理解と促進を図る。	8,289	8,426	長寿福祉課 まちなか総合ケアセンター
13	（拡充事業） 認知症高齢者見守り支援事業費	認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、地域での見守り体制を築くとともに、市全体で認知症を支える仕組みを作る。 また、認知症高齢者の徘徊について、早期発見に繋げるための2次元バーコードシールを活用した事業を新たに開始する。	28,198	26,729	長寿福祉課
14	認知症総合支援事業費	認知症に関する取組や課題の検討を行うとともに、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症ケア向上のための取組を行う。 認知症カフェ立ち上げの支援や家族介護教室の開催、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う。	12,967	11,680	長寿福祉課
15	（拡充事業） 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を必要とする方が制度を利用できるよう、身寄りのない高齢者等について市長が申立てを行い、また助成を受けなければ制度の利用が困難な方に対してその経費や後見人等への報酬を助成し、本人の福祉の向上を図る。	21,392	19,832	長寿福祉課

## 国民健康保険事業

（単位：千円）

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	（歳入総額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料 5,457,817千円</li> <li>・国庫支出金 474千円</li> <li>・県支出金 23,267,651千円</li> <li>・第三者納付金等 26,993千円</li> <li>・一般会計繰入金 2,128,213千円</li> <li>  保険基盤安定分 1,548,196千円</li> <li>  財政安定化支援分 117,409千円</li> <li>  未就学児均等割保険料分 11,313千円</li> <li>  産前産後保険料繰入金 2,253千円</li> <li>  職員給与費等分 340,861千円</li> <li>  出産育児一時金分 44,667千円</li> <li>  その他繰入分（市単減額分） 63,514千円</li> <li>・基金繰入金 363,419千円</li> </ul>	31,244,567	32,095,468	保険年金課

2	(歳出総額)		31,244,567	32,095,468	保険年金課
3	総務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費 348,550千円</li> <li>・連合会負担金 3,347千円</li> <li>・運営協議会費 280千円</li> <li>・趣旨普及費 3,556千円</li> <li>・保険料収納率向上特別対策事業費 38,636千円</li> <li>・医療費適正化特別対策事業費 27,877千円</li> </ul>	422,246	432,944	保険年金課
4	保険給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費 22,660,770千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般 22,660,270千円</li> <li>退職 500千円</li> </ul> </li> <li>・出産育児一時金 67,000千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>1件 500千円 (134件)</li> </ul> </li> <li>・葬祭費 16,200千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>1件 30千円 (540件)</li> </ul> </li> <li>・審査手数料等 63,310千円</li> </ul>	22,807,280	23,378,572	保険年金課
5	国民健康保険事業費納付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費分 4,922,239千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般 4,921,828千円</li> <li>退職 411千円</li> </ul> </li> <li>・後期高齢者支援金等分 2,087,684千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般 2,087,572千円</li> <li>退職 112千円</li> </ul> </li> <li>・介護納付金分 683,180千円</li> </ul>	7,693,103	7,963,517	保険年金課
6	保健事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査等事業費 203,493千円</li> <li>・保健事業費 74,772千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一日人間ドック事業 (定員2,500人)</li> <li>・脳ドック事業 (定員600人)</li> <li>・適正受診指導事業</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防事業</li> <li>・成果連動型民間委託方式を用いた特定健康診査受診勧奨事業</li> </ul> </li> </ul>	278,265	276,611	保険年金課
7	諸支出金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金積立金 1,687千円</li> <li>・公債費 375千円</li> <li>・諸支出金 40,611千円</li> <li>・予備費 1,000千円</li> </ul>	43,673	43,824	保険年金課

## 企業団地造成事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地貸付収入 62,784千円</li> <li>・一般会計繰入金 94,562千円 (公債費 利子等)</li> </ul>	157,346	162,149	企業立地課
2	(歳出総額)		157,346	162,149	企業立地課
3	企業団地造成事業費	企業団地の分譲に係る事業費	150	150	企業立地課
4	一般会計繰出金	一般会計の減債基金の財源とするため、企業団地に賃貸契約により入居している企業からの賃貸料を一般会計へ繰り出す。	62,719	67,394	企業立地課
5	公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金 90,684千円</li> <li>・利子 3,793千円</li> </ul>	94,477	94,605	企業立地課

## 牛岳温泉健康センター事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計繰入金 58,079千円 (運営費)</li> <li>・使用料収入 32千円</li> </ul>	58,111	51,660	観光政策課
2	(歳出総額)		58,111	51,660	観光政策課
3	健康センター事業費	日帰り温泉施設の牛岳温泉健康センターの管理運営を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理委託料 54,000千円</li> <li>・その他管理事業費 4,111千円</li> </ul>	58,111	51,660	観光政策課

## 牛岳温泉スキー場事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフト使用料 100,000千円</li> <li>・一般会計繰入金 34,573千円</li> <li>・市債 71,500千円</li> <li>・その他 758千円</li> </ul>	206,831	161,487	観光政策課
2	(歳出総額)		206,831	161,487	観光政策課
3	管理運営費	ファミリーからシニアまで幅広い年代層に親しまれる牛岳温泉スキー場の管理運営を行い、地域の活性化を図る。	121,056	112,185	観光政策課
4	スキー場整備事業費	牛岳温泉スキー場施設の管理・運営を行うため、必要な整備を実施する。	69,150	43,454	観光政策課
5	公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金 16,120千円</li> <li>・利子 505千円</li> </ul>	16,625	5,848	観光政策課

# 競輪事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競輪車券売上収入 21,873,586千円</li> <li>普通競輪 F I 本場・電投 53,517千円×21日</li> <li style="padding-left: 20px;">場外 325,963千円×21日</li> <li style="padding-left: 20px;">F II 本場・電投 21,817千円×27日</li> <li style="padding-left: 20px;">場外 139,057千円×27日</li> <li style="padding-left: 20px;">F II (借上ミッドナイト競輪)</li> <li style="padding-left: 40px;">電投 31,099千円×12日</li> <li style="padding-left: 40px;">場外 308,955千円×12日</li> <li>記念競輪 G III 本場・電投 204,112千円×4日</li> <li style="padding-left: 20px;">場外 1,157,953千円×4日</li> <li>重勝式 500千円×64日</li> <li>・受託事業収入 410,742千円</li> <li style="padding-left: 20px;">場外競輪開催 213日</li> <li>・競輪施設改善事業基金繰入金 230,000千円</li> </ul>	22,723,021	25,621,736	公営競技事務所
2	(歳出総額)		22,723,021	25,621,736	公営競技事務所
3	管理費	職員人件費等	43,739	42,129	公営競技事務所
4	開催費	普通競輪 60日 F I (S・A級) 21日、F II (A級) 27日 F II (借上げミッドナイト競輪) 12日	16,709,918	16,360,495	公営競技事務所
5	記念競輪事業費	開設73周年記念富山競輪 (S級) 4日 場外40場・72専用場外	5,168,961	5,253,710	公営競技事務所
6	競輪施設整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手宿舍冷暖房設備借上料</li> <li>・集計センター 音響設備更新業務委託</li> <li>・審判室 放送設備更新業務委託</li> <li>・放送室 映像設備更新業務委託</li> <li>・宿舍 非常用放送設備設置業務委託</li> <li>・入場口 入場券売機新紙幣対応業務委託</li> <li>・富山市競輪施設改善事業基金積立金</li> </ul>	297,077	6,334	公営競技事務所
7	競輪事業基金費	基金積立金	267	267	公営競技事務所
8	包括委託事業費	競輪事業を継続的かつ安定的に運営するため、包括委託を実施する。契約期間 (R2年度～R8年度)	343,059	343,059	公営競技事務所
9	一般会計繰出金		160,000	160,000	公営競技事務所

## 公設地方卸売市場事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料 174,151千円</li> <li>・財産収入 43,425千円</li> <li>・一般会計繰入金 1,309,602千円</li> <li>・諸収入 67,652千円</li> <li>・市場事業債 168,600千円</li> </ul>	1,763,430	1,138,612	地方卸売市場
2	(歳出総額)		1,763,430	1,138,612	地方卸売市場
3	一般管理費	安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、卸売市場を適正に管理運営する。	241,934	270,465	地方卸売市場
4	建設事業費	水産棟の建設や市道整備など、市場再整備事業を推進するとともに、整備された施設を貸借し市場内事業者 に提供する。 ・青果棟及び関連店舗事務所棟 (R5年1月竣工) ・水産棟 (R6年6月竣工予定)	1,440,338	784,105	地方卸売市場
5	公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金 78,911千円</li> <li>・利息 2,247千円</li> </ul>	81,158	84,042	地方卸売市場

## 軌道整備事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面電車施設使用料 23,315千円</li> <li>・特許権等運用収入 15千円</li> <li>・軌道整備事業費寄附金 100千円</li> <li>・繰越金 2,847千円</li> <li>・諸収入 50千円</li> </ul>	26,327	27,437	交通政策課
2	(歳出総額) 軌道整備事業費	本市が整備を行った軌道施設について、軌道整備事業者として維持管理を行う。	26,327	27,437	交通政策課

## 賃貸住宅・店舗事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	(歳入総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料及び手数料 81,879千円</li> <li>・諸収入 8,121千円</li> <li>・繰入金 9,102千円</li> <li>・国庫支出金 677千円</li> <li>・その他収入 2千円</li> <li>・市債 600千円</li> </ul>	100,381	105,533	市営住宅課
2	(歳出総額)		100,381	105,533	市営住宅課

3	団地管理費	<p>賃貸住宅・特定公共賃貸住宅等の管理運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今泉団地 H3建設 賃貸住宅 61戸 賃貸店舗 8店舗 (公営住宅1戸・シルバーハウジング20戸と併設)</li> <li>・中教院団地 H14建設 特定公共賃貸住宅 31戸 (シルバーハウジング20戸と併設)</li> <li>・上赤江団地 H15建設 特定公共賃貸住宅 20戸 (公営住宅120戸と併設)</li> <li>・新曙町団地 H8建設 特定公共賃貸住宅 2戸 (公営住宅40戸と併設、 ほかに、用途変更による公営住宅 10戸)</li> <li>・井田団地 S62建設 地域特別賃貸住宅 6戸 用途変更による公営住宅 6戸</li> <li>・高熊団地 H11建設 特定公共賃貸住宅 10戸 (公営住宅16戸と併設)</li> <li>・寺山団地 H12建設 特定公共賃貸住宅 1戸 (公営住宅12戸と併設 ほかに、用途変更による公営住宅 11戸)</li> <li>・源川原団地 H15建設 特定公共賃貸住宅 8戸 (公営住宅44戸と併設)</li> <li>・山田中村団地 H11, H14建設 特定公共賃貸住宅 12戸 (公営住宅6戸と併設)</li> </ul>	48,959	48,351	市営住宅課
4	賃貸住宅・店舗事業基金費	基金積立金	2	12	市営住宅課
5	公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金 48,251千円</li> <li>・利子 3,169千円</li> </ul>	51,420	57,170	市営住宅課

# 令和6年度当初予算案主要事業説明

## 企業会計

### 水道事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	水道事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場・水源地の維持管理</li> <li>配水・給水管の維持管理</li> <li>料金の賦課徴収</li> <li>経営効率化の推進 流杉浄水場運転管理業務の民間委託</li> </ul> ※現金支出を伴わないものを除く	3,395,489	3,403,532	上下水道局
2	資本的支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の耐震化 配水幹線の整備 (更新3.83km、古沢幹線の整備等)</li> <li>配水管網の整備 (新設1.71km)</li> <li>老朽水道管の整備 (更新4.15km)</li> <li>基幹施設の整備 (流杉浄水場(中央監視設備)の整備等)</li> <li>危機管理機能の強化 防災拠点(管路)の整備 (更新0.08km)</li> <li>水源の水質向上</li> </ul>	6,893,430	6,766,641	上下水道局
3	(一般会計繰入金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計負担金 (建設改良に要する経費(利子)) 13,072千円 (その他の経費) 6,120千円</li> <li>他会計出資金 (建設改良に要する経費(元金)) 71,850千円</li> </ul> 対前年度比 92.9%	91,042	98,018	上下水道局

### 工業用水道事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	工業用水道事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>流杉・朝日工業用水道施設の維持管理</li> </ul> ※現金支出を伴わないものを除く	243,761	205,850	上下水道局
2	資本的支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹施設の整備</li> </ul>	116,472	191,466	上下水道局

# 公共下水道事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	下水道事業費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及率（公共下水道）</li> <li style="padding-left: 20px;">R4年度末 93.4%</li> <li style="padding-left: 20px;">R5年度末（見込み） 93.4%</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠・処理場・ポンプ場の維持管理</li> <li>・経営効率化の推進   下水処理場の包括的民間委託</li> <li>・水洗化の促進</li> <li>・浸水対策</li> <li>・神通川左岸流域下水道維持管理負担金</li> </ul> <p>※現金支出を伴わないものを除く</p>	5,687,277	5,572,972	上下水道局
2	資本的支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道（汚水）の整備   下水道施設（管渠）     （改築4.50km、新設2.64km）</li> <li>  下水道施設（処理場・ポンプ場）     処理場の設備更新</li> <li>    ポンプ場の設備更新</li> <li>    農業集落排水施設の公共下水道への接続</li> <li>・公共下水道（雨水）の整備   雨水幹線等の整備     本郷第5雨水幹線（新設0.33km）</li> <li>    呉羽苑貯留池の整備</li> <li>    下富居貯留池の整備</li> <li>・危機管理体制の強化（地震・耐水対策）</li> </ul>	13,690,259	14,677,954	上下水道局
3	（一般会計繰入金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計負担金   （汚水処理に要する経費） 1,423,369千円</li> <li>  （雨水処理に要する経費） 2,256,648千円</li> <li>  （その他の経費） 162,529千円</li> <li>・一般会計補助金   （資本費平準化債償還に要する経費等） 46,694千円</li> <li>・他会計出資金 1,720,529千円</li> </ul> <p>対前年度比94.0%</p>	5,609,769	5,970,042	上下水道局



# 病院事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	病院事業費	<p>病院事業の運営に係る経費（現金支出を伴わないものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医業費用 14,045,504千円</li> <li>・ 医業外費用 210,368千円</li> <li>・ 予備費 300千円</li> </ul> <p>医業収益 対前年度比 107.5% （市民病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者 1日当たり 418人（前年度 391人）</li> <li>・ 外来患者 1日当たり 969人（前年度 962人）</li> </ul> <p>（まちなか病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者 1日当たり 43人（前年度 43人）</li> <li>・ 外来患者 1日当たり 104人（前年度 102人）</li> </ul> <p>医業費用 対前年度比 104.2% ・ 給料、薬品費、光熱水費、燃料費等</p>	14,256,172	13,571,153	病院事業局
2	資本的支出	<p>病院事業の建設改良に係る経費及び企業債償還金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設改良費 1,209,254千円</li> <li>・ 企業債償還金 759,910千円</li> </ul> <p>施設整備事業 老朽化した施設を改修する。 （空調機外更新工事）</p> <p>医療器械整備事業 高度医療への対応及び老朽化した医療器械を更新するため、計画的な整備を図る。 （頭腹部血管造影装置、電子カルテシステムの更新など）</p>	1,969,164	1,670,230	病院事業局
3	（一般会計繰入金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計負担金 （救急医療の確保に要する経費等） 992,101千円</li> <li>・ 一般会計補助金 （基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費等） 432,779千円</li> <li>・ 他会計出資金 （建設改良に要する経費(元金償還)） 182,636千円</li> </ul>	1,607,516	1,444,156	病院事業局

# 農業集落排水事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 6 予算額	R 5 予算額	所属
1	農業集落排水事業費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ・普及率（農業集落排水事業）                      R4年度末 91.1%                      R5年度末（見込み） 91.1%                 </div> ・管渠、処理場の維持管理 ・島田処理場の廃止  ※現金支出を伴わないものを除く	559,170		農村整備課
2	資本的支出	・農業集落排水施設の整備 処理場の設備更新	744,018		農村整備課
3	特例的収入	企業会計移行前年度に発生した債権に係る未収金	49,182		農村整備課
4	特例的支出	企業会計移行前年度に発生した債務に係る未払金	49,142		農村整備課
5	(一般会計繰入金)	・一般会計負担金 (汚水処理に要する経費) 691,010千円 (その他の経費) 10,979千円 ・一般会計補助金 (人件費等) 139,926千円 ・他会計出資金 102,872千円	944,787		農村整備課